日進市教育委員会定例会(令和6年3月)会議録

1. 日時

令和6年3月6日(水曜日)午後2時から午後3時10分まで

2. 場所

日進市役所本庁舎4階 第3会議室

3. 出席者

〔教育長・委員〕

岩田憲二(教育長)、小林秀一(教育長職務代理者)、伊藤志門、市来ちさ 武田立史、吉田優香理

[事務局]

(1) 生涯学習部

伊東あゆみ(生涯学習部長)、伊藤泰裕(生涯学習部次長兼学習政策課長) 與語隆弘(生涯学習部次長兼学び支援課長) 髙柳秀史(学習政策課担当課長)、蟹江砂織(図書館長)

(2)学校教育部

加藤誠(学校教育部長)、大津正仁(学校教育部主任指導主事) 桃原勇二(学校教育課長)、櫻井正弘(学校給食課長) 加藤豊司(学校教育課指導主事)

[書記]

川田敏章(学習政策課課長補佐兼学習戦略係長)、山田優子(学習政策課主事)

4. 欠席者

なし

5. 傍聴の可否及び有無

1人

6. 会議録署名者

岩田教育長、伊藤委員、吉田委員

7. 議事の経過

(開会)

(会議録署名者の決定)

(会議録の承認)

(諸般の報告)

(議事)

議案第9号 日進市教育委員会事務局処務規則の一部改正について

議案第10号 日進市立梨の木小学校地域開放に関する取扱要領の一部改正について 議案第11号 日進市立小・中学校体育施設等使用に関する取扱要領の一部改正につ

いて

議案第12号 令和6年度日進市学校医の任命について

議案第13号 令和6年度日進市学校歯科医の任命について

議案第14号 令和6年度日進市学校薬剤師の任命について

議案第15号 令和6年度日進市教育委員会基本方針と目標について

議案第16号 日進市立小中学校部活動地域移行に係る小学校部活動の方針について (事務局報告)

【学習政策課】

教育委員会の後援等名義使用等について 令和5年度日進市教育委員会褒賞対象者について 令和6年度教育委員会開催予定について 事業等報告について

【学び支援課】

事業等報告について

【図書館】

事業等報告について

【学校教育課】

事業等報告について

【学校給食課】

事業等報告について

(教育委員会行事予定)

(その他)

(閉会)

8. 次回会議日程

定例会

日 時:令和6年4月1日(水曜日)午後2時30分から

場 所:日進市役所南庁舎2階 第5会議室

発言者及び発言内容

教育長

ただ今より令和6年3月定例教育委員会を開会します。

会議規則の定めるところにより議事を進めさせていただきます。

本日は、全委員が出席していますので、会議は成立します。本日の会議録署名者は、伊藤委員、吉田委員、私です。

会議録調製者は、学習政策課の山田とします。

本日の会議には1名の傍聴の申し出がありますが、傍聴についてご異議はございませんか。

(全員異議なし)

それでは傍聴者をお通しください。

(傍聴者入室)

傍聴者の方は、傍聴のマナーをお守りいただきますようお願いします。

では、次第2、令和6年2月定例教育委員会の会議録の承認についてですが、事前に 指摘のありました箇所を修正のうえ、あらかじめ配付されました会議録案の内容に、 ご異議はございませんか。

(全員異議なし)

それでは、令和6年2月定例教育委員会の会議録について賛成の方は挙手をお願い します。

(全員挙手)

では、会議録を承認とします。

次に、次第3、諸般の報告です。私から3点報告します。

2月18日、第7回愛知池駅伝を見学しました。今回の参加チームは144チームとなり、駅伝の人気の高さを感じることができました。今後も、さらなる競技人口の増加を支援していきたいと思います。

2月18日、日進市総合運動公園野球場で実施された軟式野球リーグ開会式に出席しました。開幕戦は小雨の中での開催となりましたが、非常に熱のこもった好試合が展開されていました。

3月3日、市長、副市長とともに愛・地球博記念公園(モリコロパーク)のジブリパークを視察しました。ジブリパークの賑わいを本市にも繋ぐことができるように、市長部局と協力して施策を進めていきたいと感じました。

私からの報告は以上です。各委員から報告があればお願いします。

委員

3月6日、日進北中学校の卒業式へ出席しました。式典では、在校生と卒業生の歌声の美しさが印象に残りました。校長先生からは、新型コロナウイルスやインフルエンザなどの感染症が流行している状況下で十分な練習ができなかったとお聞きしていましたが、素晴らしい歌声に感動いたしました。

委員

3月1日、愛知県立日進西高等学校の卒業式、3月6日、日進西中学校の卒業式に出席しました。両校とも約300人が出席して行われました。どちらも緊張感のある良い卒業式でしたが、年齢的なものもあり高等学校の卒業式はより落ち着いた大人の雰囲気に感じました。日進西中学校の卒業式では、卒業生からは保護者や教職員への感謝の気持ちや、部活動の友人との思い出などの発言があり、思い出のたくさん詰まった中学校生活が想像される卒業式でした。

委員

3月6日、日進東中学校の卒業式に出席しました。新型コロナウイルス感染症が5類に引き下げられた後の初めての卒業式であり、数年ぶりに生徒216人の合唱が行われ、素晴らしい歌声を拝聴しました。来賓席は体育館の側面でしたが、舞台正面に設けられた保護者席ではさらに良い歌声が響いていたのではないかと想像し、私もそこで聞きたかったと思いました。

2年生の代表が送辞を述べ、卒業生は10人余りが呼びかけの形で門出の言葉を述べましたが、その言葉一つ一つに心温まる思いがしました。短い時間の中で、しっかり準備した努力が感じられる卒業式でした。

3月1日、愛知県立日進高等学校の卒業式に出席しました。卒業生は44人でしたが、皆、素晴らしい態度で式に臨んでおり、その温かみのある雰囲気からは、教職員と生徒との信頼関係を感じることができました。日進高等学校の熱心な教育が感じられる素晴らしい卒業式でした。

校長先生からは、現在同校で検討されている中高一貫教育について、地元の日進市 と協力して進めていきたいとのお話がありましたので、市としても協力していきたい 旨をお伝えしました。

教育長

今年度は、公立高等学校の入学試験日程の変更や、感染症の流行などがあり、どの中学校も卒業式の準備を十分にできない状況がありましたが、教職員も生徒も努力して、素晴らしい卒業式を作り上げたと思います。

私が出席した日進中学校の卒業式でも、数年ぶりに地域の皆様にご出席いただき、 多くの関係者に見守られながらの感動的な卒業式でした。

本日、教育委員の皆様からいただいたお褒めの言葉は、校長はじめすべての教職員 へ伝えたいと思います。

卒業式へのご出席ありがとうございました。

教育長

ほかに報告事項はございませんか。

(しばらく間があり)次第3は以上です。

次に、次第の4、議事に入ります。

議案第9号「日進市教育委員会事務局処務規則の一部改正について」、学習政策課から説明をお願いします。

学習政策担当課長

(資料に基づき説明)

教育長

ただいまの説明について、ご意見、ご質問はございませんか。

(しばらく間があり) それでは、採決を行います。議案 9 号に賛成の方は挙手をお願いします。

(全員賛成)議案第9号を承認とします。

議案第 10 号「日進市立梨の木小学校地域開放に関する取扱要領の一部改正について」 及び議案第 11 号「日進市立小・中学校体育施設等使用に関する取扱要領の一部改正に ついて」は関連性の高い議案ですので、一括して学習政策課から説明をお願いします。

学習政策担当課長

(資料に基づき説明)

教育長

ただいまの説明について、ご意見、ご質問はございませんか。

(しばらく間があり) それでは、順番に採決を行います。まず、議案第 10 号に賛成の 方は挙手をお願いします。

(全員賛成) 議案第10号を承認とします。

次に議案第11号に賛成の方は挙手をお願いします。

(全員賛成) 議案第11号を承認とします。

議案第12号「令和6年度日進市学校医の任命について」、議案第13号「令和6年度日進市学校歯科医の任命について」及び議案第14号「令和6年度日進市学校薬剤師の任命について」は関連性の高い議案ですので、一括して学校教育課から説明をお願いします。

学校教育課長

(資料に基づき説明)

教育長

ただいまの説明について、ご意見、ご質問はございませんか。

(しばらく間があり) それでは、順番に採決を行います。

議案 12 号については、伊藤志門委員が議案の任命対象者に含まれておりますので、 伊藤委員を除いた委員の皆様で採決を行います。 賛成の方は挙手をお願いします。

(伊藤委員を除き全員賛成) 議案第12号を承認とします。

次に議案第13号に賛成の方は挙手をお願いします。

(全員賛成) 議案第13号を承認とします。

次に議案第14号に賛成の方は挙手をお願いします。

(全員賛成) 議案第14号を承認とします。

議案第15号「令和6年度日進市教育委員会基本方針と目標について」、学習政策課から順番に説明をお願いします。

学習政策課長等

(資料に基づき説明)

教育長

ただいまの説明について、ご意見、ご質問はございませんか。

委員

学び支援課の方針について質問します。大学連携、企業連携を進めるとの方針がありましたが、大学連携については、市内の大学だけでなく、市外の大学とも連携協定を締結していると聞いていますが、どこの大学と連携協定をしていますでしょうか。おおよその数で結構ですので教えてください。

学び支援課長

子ども大学や市外の大学に出向いての講座を含めた場合ですが、市内に施設のある 愛知学院大学や名古屋商科大学、名古屋学芸大学などの5大学のほか、市外では中部 大学、愛知淑徳大学、愛知工業大学などと連携した事業を行っています。

委員

学び支援課の重点施策2の「人生100年時代を見据えた地域の財産を生かした学習の推進」についてですが、人生100年時代を踏まえて、子どもたちと高齢者が交流できる施策がないように見受けられますので、高齢者の経験などを子どもたちへ伝える取組などを実践していただきたいと思います。

現在の教育では、子どもたちが認知症の高齢者と接する機会が少ないように思います。大人が年齢を問わず学ぶことも重要ですが、子どもたちが高齢者と接して、様々なことを知る機会も重要ではないかと思います。本市では、各世代の学習機会は充実しているので、今後は世代を超えた交流の場を設けていただけるとさらに良くなるのではないかと思いました。

委員

家庭教育推進委員会の件ですが、PTAの存続が危ぶまれている学校もあると聞く中で、家庭教育推進委員会の活動は比較的安定していると思います。生涯学習的な要素を含んだ幅広い活動をしていますので、今後の地域における教育活動を推進するためにも、可能な範囲で支援していただきたいと考えます。

教育長

令和6年度から中学校1校でコミュニティ・スクールのモデル事業を実施し、地域と学校の協力関係を構築していきたいと考えています。委員のご発言のように、市内には教育活動をしていただいている団体が数多くあり、活動内容が同じ分野であることもあります。課題は多いですが、多くの団体の皆様にコミュニティ・スクールへ参加していただいて情報共有することで、活動分野のすみ分けや協力体制を構築していきたいと考えています。

委員

家庭教育推進委員会では学校外での活動も行っていますが、安全対策等で難しい問題があります。そうした様々な課題を解決して学校外での活動を推進していくと、地域ぐるみの教育活動が実現するのではないかと思います。

委員

学校給食課の重点施策1の「自ら学び、課題解決する力の育成と小中学校の教育環境整備」について意見をお伝えします。

以前実施された、生徒の希望を取り入れた学校トイレの改修の事例は非常に良かったと思います。それと同じように、学校給食の献立などについて、例えばある中学校

の生徒達が1週間の献立を考案したというような取組をすると、生徒自身が食育や栄養などについて積極的に考えるようになって盛り上がるのではないかと思います。給食の栄養や味付けの問題など困難なこともあると思いますが、生徒自身が自分たちで献立を考えることで、給食をより身近に感じ、栄養などについても考えるようになるのではないかと考えます。

学校給食課長

児童生徒への献立の希望調査などは行っているところです。小中学校に栄養教諭も 配置しておりますので、教諭を通じて希望を吸い上げることができるように努力して いきたいと考えています。

委員

中学生だけでなく、小学校の高学年などへも給食に関する取組を広げていくと、幅 広い年齢層の関心を集めることができるようになると思いますので、ぜひ検討をお願 いします。

学校給食課長

令和6年度は、市制30周年の記念事業として「たのしいをいっぱい」をテーマとした記念給食などの取組を行っていく予定でおります。そうした取組へのアドバイスもいただければと考えております。

教育長

全国的には少子高齢化が進んでいますが、本市は人口増加傾向にあり児童生徒数も 当面は増加すると予測しています。ただ、いずれは減少に転じますので、行政として は今の段階からスリム化に向けた取組を進めていく必要があります。

学校を含めた市内公共施設については、老朽化が進んでおり、改修や建替えなどの対策が急務な状況です。また、様々な活動をしていただいている団体については、活動人数の減少や後継者不足が問題となっており、教育委員会はその一つ一つの課題に対応し、非常に多くの業務を担っています。

価値観が多様化する中で、国籍や性別だけでなく、一人一人の個性に応じた教育が 求められています。こうした多様な課題に対して、教育委員会としては、立ち止まる ことなく一歩ずつ確実に進んでいきたいと考えているところです。

来年度についても、今回お示しした基本方針に基づいて事業を進めていきたいと考えておりますので、教育委員の皆様にも様々な面でご協力いただければと考えています。

教育長

ほかに、ご意見、ご質問はございませんか。

(しばらく間があり) それでは、採決を行います。議案 15 号に賛成の方は挙手をお願いします。

(全員賛成) 議案第15号を承認とします。

次に議案第16号「日進市立小中学校部活動地域移行に係る小学校部活動の方針について」、学習政策課から説明をお願いします。

学習政策担当課長

(資料に基づき説明)

教育長

ただいまの説明について、ご意見、ご質問はございませんか。

委員

小学校部活動の継続を希望する児童や保護者からの意見は、事務局としてどの程度把握していますでしょうか。

学習政策担当課長

学習指導要領に記載のない小学校部活動の廃止が全国的な流れとなっていること、 教職員の業務負担軽減や働き方改革が急務になっていることなどの理由から今回の結 論に至りました。小学校部活動の継続については調査を行っていませんので、継続希 望者の割合等は把握しておりません。

今後、部活動に代わる多様な体験活動等の導入に向けてどのような活動を希望するかについては、児童、保護者に対してアンケート調査を行いました。アンケート結果を確認すると、ダンスやプログラミングなど部活動にはない種目が人気となっていましたので、これまでの部活動種目に捉われない体験活動の機会の確保を進めていきたいと考えております。

委員

児童や保護者は、学習指導要領への記載の有無よりも既存の部活動がなくなることに注目するのではないかと考えます。教職員の負担軽減等は十分に進めていく必要がありますが、一方で、児童や保護者の気持ちに寄り添った対応もお願いしたいと思います。

中間報告書には、放課後子ども教室等の放課後活動の充実に向けた準備を進めること、アンケート結果としてプログラミングやダンスの希望が多いこと、体験活動への参加費に一定の理解が得られていることが記載されていますが、公立小学校での活動ですので、誰もが活動できる機会の平等や教育格差の是正も大切ではないかと考えます。

様々な経済状況の児童が通学していますので、新たな放課後活動を導入するのであれば、就学援助等を受けていたり費用負担が厳しい家庭状況にある児童等が心配なく参加できるよう十分な配慮を検討していただきたいと思います。

学習政策課担当課長

現在小学校に在学中の児童への対応としましては、一定の期間は部活動に参加できるように移行期間も含めて2年間は継続し、令和7年度末をもって廃止とする方針としています。

どのような状況の児童でも放課後活動へ参加できる機会の確保につきましては、格 差が生じないよう検討委員会の中で十分な検討を行いたいと考えております。

教育長

小学校の部活動が廃止されるという点だけが注目されがちですが、教育委員会としては、これまでの部活動をより良いものへと発展させる方向で検討をしているところです。これまでは、教職員が児童の様々な運動や文化活動を担っていましたが、教職員だけでは限界があります。教職員だけでなく地域の様々な人が児童へ多様な体験を教え伝えていくことで、学校や年齢の垣根を超えた継続的な体験活動が実現すると考えています。年代を超えた生涯学習を見据えた活動が実現するように、皆様のご意見をいただければと思います。

委員

中間報告書には、教職員向けアンケートの中で約85%の教職員が部活動に負担を感じていると記載されていますが、少数ではあるものの部活動に取り組みたい教職員が約1割はいるのではないかと思います。そうした教職員の気持ちも大切にして、学校や教職員の裁量で一部の部活動を継続するなど、指導したい教職員への配慮はできないでしょうか。

教育長

部活動を継続したいという教職員の方も少なからず存在していますが、働き方改革の中で、国の方針として教職員の時間外勤務を減らす取組が求められています。教育委員会としては、教職員の気持ちに寄り添った対応をしていきたいとは考えていますが、現実的には難しい状況でもあります。国の方針が必ずしも定まっていないことから、教育委員会としても、児童生徒の気持ちと教職員の待遇改善の狭間で対応に苦慮しているのが現実です。

令和6年度は、検討委員会において中学校部活動の今後について検討をしていきますが、小学校部活動以上に課題が多く、方向性の決定は非常に困難を伴うと予想されます。進捗状況については随時報告していきますので、より多くの皆様から様々な意見やお知恵をいただければと考えます。

教育長

ほかに、ご意見、ご質問はございませんか。

(しばらく間があり) それでは、採決を行います。議案 16 号に賛成の方は挙手をお願いします。

(全員賛成) 議案第16号を承認とします。

次に、次第5、報告事項です。

教育長報告はありません。

各所属から、事務局報告をお願いします。

学習政策課担当課長

教育委員会の後援等名義使用等について 令和5年度日進市教育委員会褒賞対象者について 事業等報告について (各項目について説明)

学び支援課長

事業等報告について (各項目について説明)

図書館

事業等報告について (各項目について説明)

学校教育課長

事業等報告について (各項目について説明)

学校給食課長

事業等報告について (各項目について説明)

教育長

ただいまの説明について、ご意見、ご質問はございませんか。 (しばらく間があり)ないようですので、報告事項は以上です。

次に、次第6、教育委員会の行事予定については、お手元の資料をご覧ください。 各所属において補足したい行事がありましたら説明をお願いします。

(しばらく間があり)特にないようですので、教育委員会の行事予定は以上です。 次に、次第7その他として、お伝えすることや全体を通してご意見・ご質問等があればお願いします。

(しばらくして)以上で、本日予定しておりました内容はすべて終了しました。 次回は、令和6年4月定例教育委員会を、令和6年4月1日(月曜日)午後2時30分から、市役所南庁舎2階 第5会議室で開催します。

これをもちまして、令和6年3月定例教育委員会を閉会します。

議案第9号

日進市教育委員会事務局処務規則の一部改正について

日進市教育委員会事務局処務規則の一部改正について、別紙のとおり提出します。

令和6年3月6日提出

日進市教育委員会教育長 岩田 憲二

1 提案理由

この案を提出するのは、日進市職員の職の設置等に関する規則等の一部改正に伴い、日進市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する必要があるからであります。

- 2 該当規則
 - 日進市教育長に対する事務委任規則第2条第2号及び第3条
- 3 主な内容

課長補佐級職員として、総括専門員を追加する。

4 施行期日

令和6年4月1日

日進市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則

令和 年 月 日

教委規則第 号

日進市教育委員会事務局処務規則(昭和63年日進町教育委員会規則第4号)の一部を次のように 改正する。

改正後	改正前
-----	-----

(部長等の設置)

第4条 略

2 必要に応じ部に主任指導主事を、課及び館に主幹、指導主事、課長補佐、館長補佐、 総括専門員、総括建築技師及び総括管理栄養士を、室に室長を、係に係長、建築専門員、管理栄養専門員、主査、主任調理員、 主任用務員、副主任調理員及び副主任用務員を置くことができる。

(部長等の職務)

第5条 略

2~10 略

11 課長補佐、館長補佐、総括専門員、総括 建築技師及び総括管理栄養士は、上司の命を受け、課長、館長及び担当課長の職務を 補佐する。

12~15 略

(部長等の設置)

第4条 略

2 必要に応じ部に主任指導主事を、課及び館に主幹、指導主事、課長補佐、館長補佐、総括建築技師及び総括管理栄養士を、室に室長を、係に係長、建築専門員、管理栄養専門員、主査、主任調理員、主任用務員、副主任調理員及び副主任用務員を置くことができる。

(部長等の職務)

第5条 略

2~10 略

11 課長補佐、館長補佐、総括建築技師及び 総括管理栄養士は、上司の命を受け、課長、 館長及び担当課長の職務を補佐する。

12~15 略

附則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

○日進市教育委員会事務局処務規則

昭和63年3月30日 教委規則第4号

(趣旨)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162 号)第17条第2項の規定に基づき、日進市教育委員会事務局(以下「事務局」という。)の内部組織を定めるものとする。

(組織)

第2条 事務局に、次の部、課、館及び係を置く。

生涯学習部

学習政策課 学習戦略係 施設係 学び支援課 学び支援係 文化芸術係 スポーツ係 図書館 管理係 図書企画係

学校教育部

学校教育課 就学支援係 学校支援係 学校給食課 学校給食係

2 次の課に次の室及び係を置く。

学校教育課 指導室 指導係

3 学校以外の教育機関及び施設は、次のとおりとする。

学校以外の教育機関・施設	所管課
市民会館	学び支援課
生涯学習プラザ	学び支援課
ふれあい工房	学び支援課
旧市川家住宅	学び支援課
岩崎城歴史記念館、展望塔岩崎城、岩崎城址公	学び支援課
園	
総合運動公園	学び支援課
スポーツセンター	学び支援課
上納池スポーツ公園	学び支援課
テニスコート、グランド	学び支援課

図書館	図書館
教育支援センター	学校教育課
学校給食センター	学校給食課

(所掌事務)

第3条 前条第1項に規定する課、館及び係における事務分掌は、別表第1のとおりとし、同条第2項に規定する室及び係における事務分掌は、別表第2のとおりとする。

(部長等の設置)

- 第4条 部に部長、担当部長、参事及び部次長を、課に課長及び担当課長を、館に館長及び担当課長を置くことができる。
- 2 必要に応じ部に主任指導主事を、課及び館に主幹、指導主事、課長補佐、館長補佐、 総括専門員、総括建築技師及び総括管理栄養士を、室に室長を、係に係長、建築専 門員、管理栄養専門員、主査、主任調理員、主任用務員、副主任調理員及び副主任 用務員を置くことができる。

(部長等の職務)

第5条 部長は、上司の命を受け、事務局の事務を掌理し、職員を指揮監督する。

- 2 担当部長は、上司の命を受け、事務局の事務を分担掌理し、職員を指揮監督する。
- 3 参事は、上司の命を受け、所定の事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。
- 4 部次長は、上司の命を受け、所定の事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。
- 5 主任指導主事は、上司の命を受け、学校教育における専門的事項の指導及び事務を 分担掌理する。
- 6 課長及び館長は、上司の命を受け、課及び館の事務を処理し、所属職員を指揮監督する。
- 7 担当課長は、上司の命を受け、課及び館の事務を分担処理し、所属職員を指揮監督する。
- 8 室長は、上司の命を受け、課の室の事務を処理する。
- 9 主幹は、上司の命を受け、課及び館の事務を処理する。
- 10 指導主事は、上司の命を受け、学校教育における専門的事項の指導及び事務を処理する。
- 11 課長補佐、館長補佐、<mark>総括専門員</mark>、総括建築技師及び総括管理栄養士は、上司の 命を受け、課長、館長及び担当課長の職務を補佐する。

- 12 係長は、係を統轄し、上司の命ずる事務を処理する。
- 13 建築専門員及び管理栄養専門員は、係を分担統轄し、上司の命ずる建築又は栄養に関する事務を処理する。
- 14 主査は、上司の命を受け、その係に属する事務を処理する。
- 15 所属職員は、上司の命を受け、事務に従事する。

(専決及び代決)

第6条 部長、担当部長、参事、部次長、課長、担当課長等は、別に定めるところにより専決又は代決することができる。

(準用)

第7条 この規則に定めるもののほか、職員の服務、文書の取扱いその他の事務処理については、日進市服務規程(昭和43年日進町訓令第1号)及び日進市文書管理規程(平成18年日進市訓令第5号)を準用する。

附則

- 1 この規則は、昭和63年4月1日から施行する。
- 2 日進町教育委員会事務局組織規則(昭和54年日進町教委規則第2号)は、廃止する。附 則(平成元年3月31日教委規則第5号)
- この規則は、平成元年4月1日から施行する。ただし、第2条、別表第1及び別表第2の改正規定中、図書館に関する部分は、平成元年5月1日から施行する。

附 則(平成4年1月17日教委規則第1号)

この規則は、平成4年2月1日から施行する。

附 則(平成6年3月4日教委規則第1号)

この規則は、平成6年4月1日から施行する。

附 則(平成7年3月3日教委規則第3号)

この規則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則(平成7年4月3日教委規則第5号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の日進市教育委員会事務局処務規則の規定は、平成7年4月1日から適用する。

附 則(平成8年4月1日教委規則第5号)

この規則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則(平成9年3月4日教委規則第8号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の日進市教育委員会処務規則の規定は、 平成8年4月1日から適用する。

附 則(平成11年5月20日教委規則第4号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の日進市教育委員会事務局処務規則の規定は、平成11年4月1日から適用する。

附 則(平成11年10月1日教委規則第7号)

この規則は、平成11年10月1日から施行する。

附 則(平成12年3月27日教委規則第3号)

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成13年3月6日教委規則第2号)

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(平成13年3月30日教委規則第3号)

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(平成14年2月6日教委規則第3号)

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則(平成14年5月1日教委規則第7号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の日進市教育委員会事務局処務規則の規定は、平成14年4月1日から適用する。

附 則(平成16年4月1日教委規則第6号)

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成17年4月1日教委規則第4号)

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成18年3月31日教委規則第2号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成19年3月28日教委規則第4号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成20年3月14日教委規則第2号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成20年10月1日教委規則第5号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成21年4月1日教委規則第3号)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成22年1月7日教委規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成23年10月3日教委規則第2号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年3月7日教委規則第1号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成25年4月1日教委規則第3号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成26年3月20日教委規則第3号)

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成27年3月31日教委規則第6号)

(施行期日)

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成26年法律第76号)附則第2条の規定によりなお従前の例により在職するものとされた教育長について、その教育委員会の教育委員としての在任中に限り、第6条を削り、第7条を第6条とし、第8条を第7条とする改正規定は適用せず、改正前の日進市教育委員会事務局処務規則第6条から第8条までの規定は、なおその効力を有する。

附 則(平成28年4月1日教委規則第2号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成29年3月28日教委規則第3号)

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成30年3月14日教委規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成31年2月6日教委規則第1号)

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和2年2月12日教委規則第1号)

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和5年2月8日教委規則第1号)

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

別表第1(第3条関係)

生涯学習部

学習政策課

学習戦略係

- (1) 教育委員会全般に関する事項の企画及び調整に関すること。
- (2) 生涯学習部全般に関する事項の調査、企画、調整及び庶務に関すること。
- (3) 課内の庶務及び他の係に属さないこと。
- (4) 教育委員会の会議、教育委員、後援等名義使用に関すること。
- (5) 儀式及び賞罰に関すること。
- (6) 公印の管理に関すること。
- (7) 教育に関する事務の管理及び執行の基本的な方針の総合調整に関すること。
- (8) 教育委員会規則その他教育委員会の定める規程の制定及び改廃に関すること。
- (9) 教育委員会に係る事務の管理及び執行の状況の点検及び評価並びにその公表に関すること。
- (10) 教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の設置及び廃止に関すること。
- (11) 教育委員会事務局及び学校その他教育機関の職員の任免その他人事に 係る事務に関すること。
- (12) 教育に係る調査及び統計に関すること。
- (13) 教育委員会の所管に属する事務の広報及び教育行政に関する相談に関すること。
- (14) 都道府県教育委員会その他の教育委員会との連絡調整に関すること。
- (15) 学校の部活動の地域移行に関すること。
- (16) 学校及び文化芸術・スポーツ団体の連携支援に関すること。
- (17) 学校及び家庭・地域の連携支援に関すること。

- (18) 高等学校等修学資金の助成に関すること。
- (19) 他の課等の所管に属さないこと。

施設係

- (1) 学校の財産の管理に関すること。
- (2) 学校の施設及び設備(情報機器等を含む。)の整備及び維持管理に関すること。
- (3) 学校の用地確保に関すること。
- (4) 学校施設の実態調査及び目的外使用に関すること。
- (5) 学校施設の情報化に関すること。
- (6) 他の部、課又は館の所管に属する施設及び設備の営繕に係る技術支援に 関すること。

学び支援課

学び支援係

- (1) 課内の庶務及び他の係に属さないこと。
- (2) 生涯学習の普及及び推進に関すること。
- (3) キャリア教育の推進に関すること。
- (4) ESDの推進に関すること。
- (5) 社会教育委員に関すること。
- (6) 青少年教育及び家庭教育に関すること。
- (7) 地域学校協働本部に関すること。
- (8) 社会教育関係諸団体に関すること。

文化芸術係

- (1) 文化芸術の普及及び推進に関すること。
- (2) 文化芸術諸団体に関すること。
- (3) 文化財の保護、活用及び文化財保護審議会に関すること。
- (4) 市民会館、生涯学習プラザ、ふれあい工房、旧市川家住宅、岩崎城歴史 記念館、展望塔岩崎城及び岩崎城址公園に関すること。

スポーツ係

- (1) スポーツ及びレクリエーションの普及及び推進に関すること。
- (2) スポーツ推進委員に関すること。

- (3) スポーツ及びレクリエーション諸団体に関すること。
- (4) 学校体育施設スポーツ開放事業に関すること。
- (5) 総合運動公園、スポーツセンター、上納池スポーツ公園、テニスコート 及びグランドに関すること。

図書館

管理係

- (1) 図書館の庶務及び他の係に属さないこと。
- (2) 図書館の施設及び設備の整備、維持管理及び運営に関すること。
- (3) 調査、統計、資料作成及び報告に関すること。
- (4) 図書館協議会に関すること。
- (5) 図書館資料の配送及び回収に関すること。
- (6) その他図書館に関すること。

図書企画係

- (1) 図書館資料の選択、収集、提供、整理、相互貸借、保管及び廃棄に関すること。
- (2) 図書館資料の分類、目録の作成、配列及び利用案内に関すること。
- (3) 図書館資料の配本及び宅配に関すること。
- (4) 図書館資料の複写に関すること。
- (5) 読書案内、読書相談及び参考調査に関すること。
- (6) 読書会、研究会、展示会等の企画及び実施に関すること。
- (7) 図書システムの運用に関すること。
- (8) 学校図書館との連携に関すること。
- (9) 関係諸機関との連絡及び広報に関すること。

学校教育部

学校教育課

就学支援係

- (1) 学校教育部全般に関する事項の調査、企画、調整及び庶務に関すること。
- (2) 課内の庶務及び他の係に属さないこと。
- (3) 児童及び生徒の就学、入学及び転学に関すること。
- (4) 就学援助及び就学奨励に関すること。

- (5) 教育支援センターに関すること。
- (6) 独立行政法人日本スポーツ振興センターに関すること。
- (7) 通学区域及び通学路に関すること。
- (8) 他の課の所管に属さないこと。

学校支援係

- (1) 教科書及びその他の教材に関すること。
- (2) 学校保健安全に関すること。
- (3) 教職員の厚生及び福利に関すること。
- (4) 学校の市費負担職員の任用に関すること。

学校給食課

学校給食係

- (1) 課内の庶務に関すること。
- (2) 学校給食センターの施設及び設備の整備及び維持管理に関すること。
- (3) 学校給食センター財産の管理に関すること。
- (4) 学校給食センター運営委員会に関すること。
- (5) 学校給食の材料等の購入に関すること。
- (6) 学校給食の調理、配膳、配送等に関すること。
- (7) 学校給食の献立の作成、衛生の管理及び栄養の調査研究に関すること。
- (8) その他学校給食に関すること。

別表第2(第3条関係)

学校教育課

指導室

指導係

- (1) 学校の組織編成、教育課程、教育指導及び学習指導に関すること。
- (2) 県費負担教職員の任免、懲戒その他の人事の内申に関すること。
- (3) 県費負担教職員の服務の監督及び勤務成績の評定に関すること。
- (4) 教職員の免許に関すること。
- (5) 教職員の研修に関すること。
- (6) 就学相談その他の教育相談に関すること。
- (7) 特別支援教育及び教育支援委員会に関すること。

- (8) 学校と関係諸機関の連絡及び総合調整に関すること。
- (9) その他教職員の指導に関すること。

議案第10号

日進市立梨の木小学校地域開放に関する取扱要領の一部改正について

日進市立梨の木小学校地域開放に関する取扱要領の一部改正について、別紙のとおり提出します。

令和6年3月6日提出

日進市教育委員会教育長 岩田 憲二

1 提案理由

この案を提出するのは、学校施設の地域開放においては、教育委員会が管理指導員を配置しており、学校長は管理上の責任を負わないことを明記するために、日進市立梨の木小学校地域開放に関する取扱要領の一部を改正する必要があるからであります。

2 該当規則

日進市教育長に対する事務委任規則第2条第2号及び第3条

3 主な内容

- (1) 管理指導者の表現を管理指導員に変更する。
- (2) 管理指導員の設置に関して、校長が定める旨を改め、管理指導員を置くものと表記を変更する。
- (3) 開放校の校長の管理責任に言及する条文を追加する。

4 施行期日

令和6年4月1日

日進市立梨の木小学校地域開放に関する取扱要領の一部を改正する要領

令和 年 月 日

教委要領第 号

日進市立梨の木小学校地域開放に関する取扱要領(平成15年日進市教育委員会要領第2号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(使用の手続き)	(使用の手続き)
第8条 略	第8条 略
2 略	2 略
3 教育委員会は、前項の許可にあたり、梨の 木小学校長 <u>(以下「学校長」という。)</u> の意 見を聴かなければならない。	3 教育委員会は、前項の許可にあたり、梨の 木小学校長の意見を聴かなければならない。
(管理指導員の設置) 第9条 地域開放施設を開放することに伴い、 管理指導員を置くものとする。	(管理指導者の設置) 第9条 学校施設を地域開放するに伴い、校長 は管理指導者を定めなければならない。
2 管理指導員は、地域開放施設・設備の管理 及び利用者の安全管理・安全指導に当たる ものとする。	2 管理指導者は、地域施設開放使用について 管理する。
3 学校長は、地域開放施設の開放に伴う管理 上の責任を負わないものとする。	
第1号様式(第6条関係)	第1号様式(第6条関係)
【別記1 参照】	【別記1 参照】
第4号様式(第8条関係)	第4号様式(第8条関係)
【別記2 参照】	【別記2 参照】
第 5 号様式(第 13 条関係)	第 5 号様式(第 13 条関係)
【別記3 参照】	【別記3 参照】

附則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

第1号様式(第6条関係)

梨の木小学校施設地域開放使用団体登録申請書

年 月 日

日進市教育委員会 宛て

申請者 氏 名

雷話番号

記

【別記2】改正後 第4号様式(第8条関係)

梨の木小学校施設地域開放使用申請書兼許可書

月 日

日進市教育委員会 宛て

住 由詰者 電話番号

団体等の名称

代表者名

地域開放施設を使用したいので、下記のとおり申請します。

	記	
使 用 施 設	使用年月日	時間
1 会議室		1 8時 ∼10時
2 ランチルーム	年 月 日	2 10時 ∼12時
3 多目的		3 13時 ∼15時
4 体育館	(曜日)	4 15時 ~17時
5 運動場		5 19時 ~21時
1 会議室		1 8時 ∼10時
2 ランチルーム	年 月 日	2 10時 ∼12時
3 多目的		3 13時 ∼15時
4 体育館	(曜日)	4 15時 ~17時
5 運動場		5 19時 ~21時
1 会議室		1 8時 ∼10時
2 ランチルーム	年 月 日	2 10時 ∼12時
3 多目的		3 13時 ∼15時
4 体育館	(曜日)	4 15時 ~17時
5 運動場		5 19時 ~21時
1 会議室		1 8時 ~10時
2 ランチルーム	年 月 日	2 10時 ∼12時
3 多目的		3 13時 ∼15時
4 体育館	(曜日)	4 15時 ~17時
5 運動場		5 19時 ~21時
使用目的		登録番号
使 用 者 数	大 人 人	子 供 人
備考		

上記のとおり、使用することを許可します。

日進市教育委員会

【以下、担当課記入欄】 取扱要領第8条第3項に基づく確認 備考 【別記1】 改正前

第1号様式(第6条関係)

梨の木小学校施設地域開放使用団体登録申請書

年 月 日

日進市教育委員会 あて

申請者 氏 雷話番号

_年度 学校施設地域開放使用団体として登録したいので、下記のとおり

記

使用施設学	校名	梨の木	小学校			
グループ名 (グル のない場合は代表						
使 用 活 動	内 容					
代 表 者	名	氏 名 住 所	h			
		電話番号	· 自 宅 携帯電話		_	
会員名簿	氏	名		住		所
-					 	
-					 	

【別記2】改正前 第4号様式(第8条関係)

梨の木小学校施設地域開放使用申請書兼許可書

月 日

日進市教育委員会 あて

住 由請者 電話番号

団体等の名称

代表者名

地域開放施設を使用したいので、下記のとおり申請します。

	記	
使用施設	使用年月日	時間
1 会議室		1 8時 ∼10時
2 ランチルーム	年 月 日	2 10時 ∼12時
3 多目的		3 13時 ∼15時
4 体育館	(曜日)	4 15時 ~17時
5 運動場		5 19時 ∼21時
1 会議室		1 8時 ∼10時
2 ランチルーム	年 月 日	2 10時 ∼12時
3 多目的		3 13時 ∼15時
4 体育館	(曜日)	4 15時 ~17時
5 運動場		5 19時 ~21時
1 会議室		1 8時 ∼10時
2 ランチルーム	年 月 日	2 10時 ∼12時
3 多目的		3 13時 ∼15時
4 体育館	(曜日)	4 15時 ∼17時
5 運動場		5 19時 ~21時
1 会議室		1 8時 ∼10時
2 ランチルーム	年 月 日	2 10時 ∼12時
3 多目的		3 13時 ∼15時
4 体育館	(曜日)	4 15時 ∼17時
5 運動場		5 19時 ∼21時
使用目的		登録番号
使 用 者 数	大 人 人	子 供 人
備考		

*貸出時間は2時間単位とし、使用時間帯に○印を記入してください。

備考

上記のとおり、使用することを許可します。 年 月 日

日進市教育委員会

【以下、担当課記入欄】 取扱要領第8条第3項に基づく確認

梨の木小学校施設地域開放損傷届

年 月 日

日進市教育委員会 宛て

住 所申請者 氏 名

電話番号

団体等の名称 代表者名

地域開放で施設等を損傷したので、下記のとおり届けます。

損	傷	年	月	B		年	月	B				
損	傷		理	由								

【別記3】 改正前 第5号様式 (第13条関係)

梨の木小学校施設地域開放損傷届

年 月 日

日進市教育委員会 あて

住 所申請者 氏 名

電話番号

団体等の名称 代表者名

地域開放で施設等を損傷したので、下記のとおり届けます。

損	傷	年	月	日		年	月	Ħ				
損	傻	į	理	由								

○日進市立梨の木小学校地域開放に関する取扱要領

平成15年3月18日 教委要領第2号

(目的)

第1条 この要領は、日進市立梨の木小学校施設(体育施設を含む。)を学校教育に支障のない範囲で梨の木学区の市民に開放することにより、生涯学習活動の推進とコミュニティの育成に寄与することを目的とする。

(開放施設)

第2条 地域に開放する学校施設(以下「地域開放施設」という。)は、別表に掲げる施設等とする。

(開放日時)

第3条 地域開放施設の開放日及び開放時間は、教育委員会が別に定める。

(使用内容)

- 第4条 地域開放施設を使用して行うことができる活動は、次に掲げる活動とする。
 - (1) 行政区の活動
 - (2) コミュニティ育成のための地域活動
 - (3) 社会教育、文化及びレクリエーション等の生涯学習活動
 - (4) その他教育委員会が適当と認めた活動

(使用できる者)

- 第5条 地域開放施設を使用できる者は、梨の木学区内に事務所を有し、かつ、梨の木学区内に主発所を有し、かつ、梨の木学区に在住する責任者を有する団体のうち、次の各号の要件を備えた団体とする。
 - (1) 社会教育活動及び地域活動を主たる目的とする団体
 - (2) 概ね10人以上で組織する団体
 - (3) 学校体育施設スポーツ開放事業の登録団体以外の団体
 - (4) その他教育委員会が適当と認めた団体
- 2 前項に掲げる団体が、地域開放施設を使用しようとするときは、あらかじめ教育委員会に登録しなければならない。

(登録)

第6条 前条の規定により登録しようとする者は、梨の木小学校施設地域開放使用団体 登録申請書(第1号様式)を教育委員会に提出しなければならない。

2 教育委員会は、登録を承認したときは、速やかに申請者に対して梨の木小学校施設地域開放使用団体登録証(第2号様式)を交付するものとする。

(登録の取消し)

- 第7条 教育委員会は、登録団体が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、登録を取り消すことができる。
 - (1) 虚偽の申請により登録をしたとき。
 - (2) その他登録団体として不適当と認めたとき。
- 2 教育委員会は、前項の規定に基づき登録を取り消したときは、当該登録団体に梨の 木小学校施設地域開放使用団体登録取消通知書(第3号様式)により通知するものと する。

(使用の手続き)

- 第8条 地域開放施設を使用しようとするときは、梨の木小学校施設地域開放使用申請 書兼許可書(第4号様式)を教育委員会へ提出し、許可を受けなければならない。
- 2 教育委員会は、地域開放施設の使用を許可したときは、許可書を申請者に対して交付するものとする。
- 3 教育委員会は、前項の許可にあたり、梨の木小学校長(以下「学校長」という。) の意見を聴かなければならない。

(管理指導者管理指導員の設置)

- 第9条 学校施設を地域開放するに伴い、校長は管理指導者を定めなければならない。 地域開放施設を開放することに伴い、管理指導員を置くものとする。
- 2 管理指導者は、地域施設開放使用について管理する。
- 2 管理指導員は、地域開放施設・設備の管理及び利用者の安全管理・安全指導に当たるものとする。
- 3 学校長は、地域開放施設の開放に伴う管理上の責任を負わないものとする。 (使用の不許可)
- 第10条 地域開放施設を使用しようとする登録団体の使用目的が、次の各号のいずれ かに該当するときは、教育委員会は使用の許可をしないものとする。
 - (1) 政治的又は宗教的活動のために使用するとき。
 - (2) 営利目的のために使用するとき。
 - (3) 管理上支障があるとき。

(4) その他教育委員会が使用させることが適当でないと認めるとき。

(使用許可の取消し等)

- 第11条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し、使用を中止させ、又は許可の内容(条件)を変更することができる。
 - (1) 学校教育に支障があるとき。
 - (2) この要領の規定又は教育委員会の指示に従わないとき。
 - (3) 災害その他の事故により使用ができなくなったとき。
 - (4) 暴風警報が発令されたとき。
 - (5) 地域開放施設の使用に当たって適当でない行為があったとき又は行われる恐れがあるとき。
 - (6) 公共の福祉のためやむを得ない理由があるとき。
- 2 前項の規定によって生じた損害については、教育委員会は、その責を負わないもの とする。

(遵守事項)

- 第12条 使用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。
 - (1) 学校敷地内で喫煙し、又は火気を使用しないこと。
 - (2) 学校敷地内で飲酒しないこと。
 - (3) 学校敷地内を不潔にしないこと。
 - (4) 使用後、必ず室内を清掃すること。
 - (5) その他開放施設の管理上不適当と認められる行為をしないこと。

(損害賠償)

第13条 使用者は、梨の木小学校内の施設、設備等を損傷又は滅失したときは、梨の木小学校施設地域開放損傷届(第5号様式)を教育委員会に提出し、その指示に従うとともに、その損害を賠償しなければならない。ただし、教育委員会が、損害を賠償させることが適当でないと認めたときは、この限りでない。

(委任)

第14条 この要領に定めるもののほか、この要領の施行に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附則

この要領は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成31年2月25日教委要領第1号)

この要領は、平成31年2月25日から施行する。

附 則(令和3年1月6日教委要領第1号)

この要領は、令和3年2月1日から施行する。

別表(第2条関係)

学校名	施設等の名称
日進市立梨の木小学校	1. 会議室 2. ランチルーム
	3. 多目的教室 4. 体育館 5. 運動場

梨の木小学校施設地域開放使用団体登録申請書

年 月 日

日准市教育委員会	立て
	<i>7</i> 913. (

〒 住 所 申請者 氏 名 電話番号 — —

_____年度 学校施設地域開放使用団体として登録したいので、下記のとおり申請します。

記

使 用 施 設 学 校 名	梨の木小学校
グループ名 (グループ名 のない場合は代表者名)	
使用活動內容	
代 表 者 名	氏 名
	住 所
	電話番号 自 宅
	携帯電話 -
Д D D D D D D D D D D D D D D D D D D D	
会員名簿 氏	名 住 所

梨の木小学校施設地域開放使用団体登録証											
							年	月	日		
下記の者は、日進市立梨の木小学校施設地域開放使用団体であることを証明します。											
				記							
登録番号											
団 体 名											
責任者氏名											
有効期限		年	月		日から	年	月		日まで		
				年	日進市	日 「教育委員	会		印		

梨の木小学校施設地域開放使用団体登録取消通知書

年 月 日

様

日進市教育委員会

印

学校施設地域開放使用団体として登録を取り消しましたので、下記のとおり 通知します。

記

取	消	年	月	日		年	月	日
取	消		理	由				

梨の木小学校施設地域開放使用申請書兼許可書

年 月 日

日進市教育委員会 宛て

 〒

 住 所

 申請者

 氏 名

 電話番号 -

団体等の名称

代表者名

地域開放施設を使用したいので、下記のとおり申請します。

記

	記	
使 用 施 設	使 用 年 月 日	時間
1 会議室		1 8時 ~10時
2 ランチルーム	年 月 日	2 10時 ∼12時
3 多目的		3 13時 ∼15時
4 体育館	(曜日)	4 15時 ∼17時
5 運動場		5 19時 ~21時
1 会議室		1 8時 ∼10時
2 ランチルーム	年 月 日	2 10時 ∼12時
3 多目的		3 13時 ∼15時
4 体育館	(曜日)	4 15時 ∼17時
5 運動場		5 19時 ~21時
1 会議室		1 8時 ∼10時
2 ランチルーム	年 月 日	2 10時 ∼12時
3 多目的		3 13時 ∼15時
4 体育館	(曜日)	4 15時 ∼17時
5 運動場		5 19時 ~21時
1 会議室		1 8時 ∼10時
2 ランチルーム	年 月 日	2 10時 ∼12時
3 多目的		3 13時 ∼15時
4 体育館	(曜日)	4 15時 ∼17時
5 運動場		5 19時 ~21時
使 用 目 的		登録番号
使 用 者 数	大 人 人	子 供 人
備考		
1		
<u> </u>	・ 代目は関けるは関光として は	

*貸出時間は2時間単位とし、使用時間帯に○印を記入してください。

上記のとおり、使用することを許可します。

年 月 日

日進市教育委員会

【以下、担当課記入欄】

取扱要領第3	8 条第 3	3項に	基づり	く確認	備考
年	月	日	済		

梨の木小学校施設地域開放損傷届

年 月 日

日進市教育委員会 宛て

 〒

 住所

 申請者

 氏名

 電話番号

団体等の名称

代表者名

地域開放で施設等を損傷したので、下記のとおり届けます。

記

損	傷	年	月	日		年	,	月	∃		
損	傷	Ŧ	里	由							

議案第11号

日進市立小・中学校体育施設等使用に関する取扱要領の一部改正について

日進市立小・中学校体育施設等使用に関する取扱要領の一部改正について、別紙のとおり提出します。

令和6年3月6日提出

日進市教育委員会教育長 岩田 憲二

1 提案理由

この案を提出するのは、学校施設の地域開放においては、教育委員会が管理指導員を配置しており、学校長は管理上の責任を負わないことを明記するために、日進市立小・中学校体育施設等使用に関する取扱要領の一部を改正する必要があるからであります。

2 該当規則

日進市教育長に対する事務委任規則第2条第2号及び第3条

3 主な内容

- (1) 管理指導者の表現を管理指導員に変更する。
- (2) 管理指導員の設置に関して、校長が定める旨を改め、管理指導員を置くものと表記を変更する。
- (3) 開放校の校長の管理責任に言及する条文を追加する。

4 施行期日

令和6年4月1日

日進市立小・中学校体育施設等使用に関する取扱要領の一部を改正する要領

令和 年 月 日

教委要領第 号

日進市立小・中学校体育施設等使用に関する取扱要領(平成31年日進市教育委員会要領第2号) の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(管理指導員の設置)	(管理指導者の設置)
第9条 学校体育施設を開放するに伴い、管理	第9条 学校体育施設を開放するに伴い、 <u>当該</u>
<u>指導員を開放校ごとに置くものとする</u> 。	学校長は管理指導者を定めなければならな
2 管理指導員は、学校体育施設・設備の管理 及び利用者の安全管理・安全指導に当たる ものとする。	<u>い</u> 。 <u>2</u> 管理指導者は、学校体育施設使用について 管理する。
3 開放する学校の学校長は、学校体育施設の 開放に伴う管理上の責任を負わないものと する。	
第1号様式(第6条関係)	第1号様式(第6条関係)
【別記1 参照】	【別記1 参照】
第4号様式(第8条関係)	第4号様式(第8条関係)
【別記2 参照】	【別記2 参照】
第5号様式(第13条関係)	第5号様式(第13条関係)
【別記3 参照】	【別記3 参照】

附則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

学校体育施設等使用団体登録申請書

年 月 日

日進市教育委員会 宛て

住 所申請者 氏 名

電話番号 - -

____ 年度 学校施設地域開放使用団体として登録したいので、下記のとおり 申請します。

記

N. 25 /N. 25	
グループ名(グループ名	
のない場合は代表者名)	
使用活動内容	
代 表 者 名	氏 名
	D. =7
	住 所
	電話番号 自宅 ー ー
	携帯電話
会員名簿 氏	名 住 所
云 貝 石 苺 一 八	4
·	
l	
ļ	
·····	

【別記2】 改正後 第4号様式(第8条関係)

学校体育施設等使用許可申請書兼許可書

日進市教育委員会 宛て

〒 住 所 申請者 氏 名 電話番号 — 月

В

団体等の名称

代表者名

学校体育施設等を使用したいので、下記のとおり申請します。

	記	
使 用 施 設	使 用 年 月 日	時 間
1 体育館		1 8時 ~10時 4 15時 ~17時
2 運動場	年 月 日	2 10時 ~12時 5 19時 ~21時
3 柔剣道場	(曜日)	3 13時 ∼15時
1 体育館		1 8時 ~10時 4 15時 ~17時
2 運動場	年 月 日	2 10時 ~12時 5 19時 ~21時
3 柔剣道場	(曜日)	3 13時 ∼15時
1 体育館		1 8時 ~10時 4 15時 ~17時
2 運動場	年 月 日	2 10時 ~12時 5 19時 ~21時
3 柔剣道場	(曜日)	3 13時 ∼15時
1 体育館		1 8時 ~10時 4 15時 ~17時
2 運動場	年 月 日	2 10時 ~12時 5 19時 ~21時
3 柔剣道場	(曜日)	3 13時 ∼15時
使用目的		登録番号
使 用 者 数	大 人 人	子 供 人
備考		

*貸出時間は2時間単位とし、使用時間帯に〇印を記入してください。

上記のとおり、使用することを許可します。

年 月 日

日進市教育委員会

【以下、担当課記入欄】	
取扱要領第8条第3項に基づく確認	備考
年 目 日 洛	

【別記1】

改正前 第1号様式(第6条関係)

学校体育施設等使用団体登録申請書

日進市教育委員会 あて

世 (生) 所 申請者 氏 名

雷話番号

年 月 日

記

グループ名 (グ のない場合は代						
使 用 活 動	內 容					
代 表	者名	氏 名 住 所				
		電話番号	· 自宅 携帯電話	-	-	
会 員 名 簿	氏	名	住		所	
会員名簿	氏	名	住		所	
会員名簿		名	住		所	
会員名簿	氏	名	住		Fi	

【別記2】 改正前

第4号様式 (第8条関係)

学校体育施設等使用許可申請書兼許可書

日進市教育委員会 あて

〒 住所 申請者 氏名 電話番号 — — В

月

団体等の名称

代表者名

学校体育施設等を使用したいので、下記のとおり申請します。

	記	
使 用 施 設	使用年月日	時間
1 体育館		1 8時 ~10時 4 15時 ~17時
2 運動場	年 月 日	2 10時 ~12時 5 19時 ~21時
3 柔剣道場	(曜日)	3 13時 ∼15時
1 体育館		1 8時~10時 4 15時~17時
2 運動場	年 月 日	2 10時 ~12時 5 19時 ~21時
3 柔剣道場	(曜日)	3 13時 ∼15時
1 体育館		1 8時~10時 4 15時~17時
2 運動場	年 月 日	2 10時 ~12時 5 19時 ~21時
3 柔剣道場	(曜日)	3 13時 ∼15時
1 体育館		1 8時 ~10時 4 15時 ~17時
2 運動場	年 月 日	2 10時 ~12時 5 19時 ~21時
3 柔剣道場	(曜日)	3 13時 ∼15時
使用目的		登録番号
使用者数	大 人 人	子 供 人
備考		

*貸出時間は2時間単位とし、使用時間帯に〇印を記入してください。

上記のとおり、使用することを許可します。

年 月 日

日進市教育委員会

【以下、担当課記入欄】									
取扱要領第8条第3項に基づく確認	備考								
年 月 日 済									

学校体育施設等損傷届

年 月 日

日進市教育委員会 宛て

住 所申請者 氏 名

電話番号

団体等の名称 代表者名

地域開放で施設等を損傷したので、下記のとおり届けます。

損傷年月日年月日損傷理由												
損傷理由	損	傷	年	月	Ħ		年	月	Ħ			
	損	傷		理	由							

日進市教育委員会 あて

申請者氏名

電話番号

年 月 日

団体等の名称 代表者名

地域開放で施設等を損傷したので、下記のとおり届けます。

損傷年月	B	年	月	日	
損傷理	由				

○日進市立小・中学校体育施設等使用に関する取扱要領

平成31年2月25日 教育要領第2号

日進市立小・中学校体育施設等使用に関する取扱要領(平成15年日進市教育委員会要 領第1号)の全部を改正する。

(目的)

第1条 この要領は、日進市立小・中学校体育施設を学校教育に支障のない範囲で市民 に開放することにより、コミュニティの育成に寄与することを目的とする。

(開放施設)

第2条 各種活動に使用することのできる学校体育施設は、運動場、屋内運動場及び柔 剣道場とする。

(開放日時)

第3条 学校体育施設の開放日及び開放時間は、教育委員会が別に定める。

(使用内容)

- 第4条 各種活動とは、次のいずれかの要件に該当するものでなければならない。
 - (1) 行政区の活動
 - (2) コミュニティ育成のための地域活動
 - (3) その他教育委員会が適当と認めた活動

(使用できる者)

- 第5条 学校体育施設を使用できる者は、日進市内に事務所を有し、かつ、日進市内に 在住する責任者を有する団体のうち、次の各号の要件を備えた団体とする。
 - (1) 地域活動を主たる目的とする団体
 - (2) 概ね10人以上で組織する団体
 - (3) 学校体育施設スポーツ開放事業の登録団体以外の団体
 - (4) その他教育委員会が適当と認めた団体
- 2 前項に掲げる団体が、学校体育施設を使用するときは、あらかじめ教育委員会に登録しなければならない。

(登録)

第6条 前条の規定により登録しようとする者は、学校体育施設等使用団体登録申請書 (第1号様式)を教育委員会に提出しなければならない。

2 教育委員会は、登録を承認したときは、速やかに申請者に対して学校体育施設等使 用団体登録証(第2号様式)を交付するものとする。

(登録の取り消し)

- 第7条 教育委員会は、登録団体が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、登録を取り消すことができる。
 - (1) 虚偽の申請により登録したとき。
 - (2) その他登録団体として不適当と認めたとき。
- 2 教育委員会は、前項の規定に基づき登録を取り消したときは、当該登録団体に学校体育施設等使用団体登録取消通知書(第3号様式)により通知するものとする。

(使用の手続き)

- 第8条 学校体育施設を使用しようとするときは、学校体育施設等使用許可申請書兼許可書(第4号様式)を教育委員会へ提出し、許可を受けなければならない。
- 2 教育委員会は、学校体育施設の使用を許可したときは、許可書を申請者に対して交付するものとする。
- 3 教育委員会は、前項の許可にあたり、当該学校体育施設を管理する学校長の意見を 聴かなければならない。

(管理指導者管理指導員の設置)

- 第9条 学校体育施設を開放するに伴い、当該学校長は管理指導者を定めなければならない管理指導員を開放校ごとに置くものとする。
- 2 管理指導者は、学校体育施設使用について管理する。
- 2 管理指導員は、学校体育施設・整備の管理及び利用者の安全管理・安全指導に当たるものとする。
- 3 開放する学校の学校長は、学校体育施設の開放に伴う管理上の責任を負わないものとする。

(使用の不許可)

- 第10条 学校体育施設を使用しようとする登録団体の使用目的が、次の各号のいずれかに該当するときは、教育委員会は使用の許可をしないものとする。
 - (1) 政治的又は宗教的活動のために使用するとき。
 - (2) 営利目的のために使用するとき。
 - (3) 管理上支障があるとき。

(4) その他教育委員会が使用させることが適当でないと認めるとき。

(使用許可の取消し等)

- 第11条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し、使用を中止させ、又は許可の内容(条件)を変更することができる。
 - (1) 学校教育に支障があるとき。
 - (2) この要領の規定又は教育委員会の指示に従わないとき。
 - (3) 災害その他の事故により使用ができなくなったとき。
 - (4) 暴風警報が発令されたとき。
 - (5) 学校体育施設の使用に当たって適当でない行為があったとき又は行われる恐れがあるとき。
 - (6) 公共の福祉のためやむを得ない理由があるとき。
- 2 前項の規定によって生じた損害については、教育委員会は、その責を負わないもの とする。

(遵守事項)

- 第12条 使用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。
 - (1) 学校敷地内で喫煙及び、原則、火気を使用しないこと。
 - (2) 学校敷地内で飲酒しないこと。
 - (3) 学校敷地内を不潔にしないこと。
 - (4) 使用後、必ず使用施設を整備・清掃すること。
 - (5) その他学校体育施設の管理上不適当と認められる行為をしないこと。

(損害賠償)

第13条 使用者は、学校体育施設の施設、設備等を損傷又は滅失したときは、学校体育施設等損傷届(第5号様式)を教育委員会に提出し、その指示に従うとともに、その損害を賠償しなければならない。ただし、教育委員会が、損害を賠償させることが適当でないと認めたときは、この限りでない。

(委任)

第14条 この要領に定めるもののほか、この要領の施行に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附則

この要領は、平成31年2月25日から施行する。

附 則(令和2年2月18日教委要領第1号) この要領は、令和2年4月1日から施行する。 附 則(令和3年1月6日教委要領第1号) この要領は、令和3年2月1日から施行する。

学校体育施設等使用団体登録申請書

年 月 日

日進市教育委員会 宛て

住 所 住 所 申請者 氏 名

電話番号 - -

____年度 学校施設地域開放使用団体として登録したいので、下記のとおり申請します。

記

グループ名(グループ名												
のた	ない場	場合は	代表	者名)							
使	用	活	動	内	容							
代		表	者	-	名	氏	名					
						住	所					
						電話	舌番号	· 自宅		_	_	
								携帯電	話	_	_	
会	員	名翁	筝	氏		<u>-</u>	名	住			所	
			-								 	
			-								 	
			-								 	
			-								 	
					·						 	
			-								 	
			-								 	

~~+ ~ /+-		$H H I \rightarrow I$	$oldsymbol{\Pi}$ $oldsymbol{\Pi}$ $oldsymbol{I}$	1 - 7 6 6 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7	≕~
' '' ', M\\ 1 1\\	育施設	二十二	TI 1711	Λ Λ	415
		~ '' 'X /	111311	T D WAY	LIII.

下記の者は、日進市立学校体育施設等使用団体であることを証明します。

記

登録番号		
団 体 名 グループ名		
責任者氏名		
有 効 期 限	から	まで

許可日年月日日進市教育委員会

学校体育施設等使用団体登録取消通知書

年 月 日

様

日進市教育委員会 印

学校施設地域開放使用団体として登録を取り消しましたので、下記のとおり 通知します。

記

取	消	年	月	日		年	月	Ħ
取	消	·	理	由				

学校体育施設等使用許可申請書兼許可書

年 月 日

日進市教育委員会 宛て

 〒

 住 所

 申請者

 氏 名

 電話番号 -

団体等の名称

代表者名

学校体育施設等を使用したいので、下記のとおり申請します。

記

	ДL	
使 用 施 設	使 用 年 月 日	時間
1 体育館		1 8時 ∼10時 4 15時 ∼17時
2 運動場	年 月 日	2 10時 ~12時 5 19時 ~21時
3 柔剣道場	(曜日)	3 13時 ∼15時
1 体育館		1 8時 ∼10時 4 15時 ∼17時
2 運動場	年 月 日	2 10時 ~12時 5 19時 ~21時
3 柔剣道場	(曜日)	3 13時 ∼15時
1 体育館		1 8時 ~10時 4 15時 ~17時
2 運動場	年 月 日	2 10時 ~12時 5 19時 ~21時
3 柔剣道場	(曜日)	3 13時 ~15時
1 体育館		1 8時 ~10時 4 15時 ~17時
2 運動場	年 月 日	2 10時 ~12時 5 19時 ~21時
3 柔剣道場	(曜日)	3 13時 ~15時
使 用 目 的		登録番号
使 用 者 数	大人人	子 供 人
備考		
	·	·

*貸出時間は2時間単位とし、使用時間帯に○印を記入してください。

上記のとおり、使用することを許可します。

年 月 日

日進市教育委員会

【以下、担当課記入欄】

取扱要領第8条第3項に基づく確認	備考
年 月 日済	

学校体育施設等損傷届

年 月 日

日進市教育委員会 宛て

〒 住所 申請者 氏名

電話番号 一

団体等の名称

代表者名

地域開放で施設等を損傷したので、下記のとおり届けます。

記

損	傷	年	月	日		年	月	日
損	傷	J	理	由				

議案第12号

令和6年度日進市学校医の任命について

令和6年度日進市学校医の任命について、別紙のとおり提出します。

令和6年3月6日提出

日進市教育委員会教育長 岩田 憲二

1 提案理由

この案を提出するのは、学校保健安全法第23条第1項及び第3項の規定に基づき、学校医を任命する必要があるからであります。

2 該当規則

日進市教育長に対する事務委任規則第2条第8号及び第3条

- 3 任命人数13名(新任1名、再任12名)
- 4 任期

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

5 任命対象者 別紙のとおり

令和6年度日進市学校医 任命対象者

新任·再任	勤務校	医療機関名
の別	到 7万 1人	氏名
再任	 西小学校	プライムツリーこどもクリニック (赤池)
17	四小子仪	しみず けいこ 清水 恵子
		にしむら内科 (赤池町箕ノ手)
新任	東小学校	にしむら まさき 西 村 真樹
		中島内科クリニック(北新町八幡西)
再任	北小学校	なかしま のりひろ 中 島 規 博
		ふくしまファミリー内科 (岩崎台)
再任	南小学校	ふくしま としろう 福 嶋 俊郎
		岩崎台おおぐち内科ハートクリニック (岩崎台)
再任	相野山小学校	おおぐち さだお 大 口 貞 雄
		きまたクリニック (赤池南)
再任	香久山小学校	きまた ひでと 木全 秀人
		川井小児科クリニック (栄)
再任	梨の木小学校	かわい すすむ 川井 進
		みやがわクリニック (赤池)
再任	赤池小学校	みやがわ こういち 宮川 浩一
		金山クリニック (藤塚)
再任	竹の山小学校	かなやま かずひろ 金 山 和 広
		坂野内科 (岩崎町根裏)
再任	日進中学校	ばんの ひろし 坂野 紘
		たつらクリニック (竹の山)
再任	日進西中学校	たつら ひろゆき 田 貫 浩 之
		アガペクリニック (折戸町孫三ヶ入)
再任	日進東中学校	いとう しもん 伊藤 志門
		笹本内科医院 (梅森台)
再任	日進北中学校	ささもと もとひで 笹本 基秀

議案第13号

令和6年度日進市学校歯科医の任命について

令和6年度日進市学校歯科医の任命について、別紙のとおり提出します。

令和6年3月6日提出

日進市教育委員会教育長 岩田 憲二

1 提案理由

この案を提出するのは、学校保健安全法第23条第2項及び第3項の規定に基づき、学校歯科医を任命する必要があるからであります。

- 2 該当規則
 - 日進市教育長に対する事務委任規則第2条第8号及び第3条
- 3 任命人数13名(新任1名、再任12名)
- 4 任期

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

5 任命対象者 別紙のとおり

令和6年度日進市学校歯科医 任命対象者

新任・再任	Het →6	医療機関名
の別	勤務校	氏名
		青山歯科室(栄)
再任	西小学校	あおやま じゅんいち 青山 淳一
		みやわき歯科 (三本木町下川田)
再任	東小学校	みやわき としあき 宮脇 利明
		中井歯科医院(竹の山)
再任	北小学校	なかい ひでたか 中井 英 貴
		とたに歯科クリニック (藤塚)
再任	南小学校	とたに はじめ 戸谷 肇
		歯科オーラルクリニック エクラ (岩崎町岩根)
再任	相野山小学校	こいで たかあき 小出 貴 照
		大島歯科 (香久山)
再任	香久山小学校	おおしま ひさよし 大 島 久 佳
		こめのき台加藤歯科 (米野木台)
再任	梨の木小学校	かとう せえた 加藤 世太
		みのて歯科 口腔外科+KIDS (赤池町箕ノ手)
再任	赤池小学校	よこい とも 横井 共
		香久山歯科医院(岩崎町芦廻間)
再任	竹の山小学校	いとう よしのぶ 伊藤 嘉 信
		はなえみ歯科 (梅森台)
新任	日進中学校	にった やすひろ 新田 康 博
		あさの歯科 (東山)
再任	日進西中学校	あさの まこと 朝野 誠
		坂歯科 (赤池)
再任	日進東中学校	ばん てつお 坂 徹男
		マナブ歯科 (岩崎町大廻間)
再任	日進北中学校	のはら まなぶ 野原 学

議案第14号

令和6年度日進市学校薬剤師の任命について

令和6年度日進市学校薬剤師の任命について、別紙のとおり提出します。

令和6年3月6日提出

日進市教育委員会教育長 岩田 憲二

1 提案理由

この案を提出するのは、学校保健安全法第23条第2項及び第3項の規定に基づき、学校薬剤師を任命する必要があるからであります。

2 該当規則

日進市教育長に対する事務委任規則第2条第8号及び第3条

- 3 任命人数13名(新任1名、再任12名)
- 4 任期

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

5 任命対象者 別紙のとおり

令和6年度日進市学校薬剤師 任命対象者

新任·再任	数 数	医療機関名
の別	勤務校	氏名
		みなみやま調剤薬局 (米野木町南山)
再任	西小学校	まつやま よしみ 松 山 芳 美
		カワニシ調剤薬局折戸店 (折戸町高松)
再任	東小学校	すずき ゆいこ 鈴木 由以子
		松田薬局(岩崎町市場)
再任	北小学校	まっだ のぞむ 松田 望
		カワニシ薬局本店 (南ヶ丘)
新任	南小学校	ひがしはら まり 東原 真理
		カワニシ調剤薬局日進岩崎店(岩崎町神明)
再任	相野山小学校	たかはし ゆうこ 高橋 有布子
		ゆうせん調剤薬局 (折戸町西田面)
再任	香久山小学校	はしむら たかひろ 橋 村 孝 博
		コスモス調剤薬局(竹の山)
再任	梨の木小学校	おかじま じゅん 岡 島 淳
		ウィズ調剤薬局 (梅森台)
再任	赤池小学校	まつむら つよし 松 邨 強
		キリン調剤薬局梅森店(梅森台)
再任	竹の山小学校	たなか ひとみ 田中 仁美
		パンダ薬局 (梅森町西田面)
再任	日進中学校	ば ば たかし 馬場 孝
		ソネ薬局 (三本木町下川田)
再任	日進西中学校	そ ね なおこ 曽根 尚子
		ほがらか薬局 (栄)
再任	日進東中学校	^{むらせ} まさふみ 村瀬 真 史
		キリン調剤薬局梅森店(梅森台)
再任	日進北中学校	たなか ひとみ 田中 仁美

議案第15号

令和6年度日進市教育委員会基本方針と目標について

令和6年度日進市教育委員会基本方針と目標について、別紙のとおり提出します。

令和6年3月6日提出

日進市教育委員会教育長 岩田 憲二

1 提案理由

この案を提出するのは、令和6年度における日進市教育委員会の基本方針と目標について、議決をいただく必要があるからであります。

2 該当規則

日進市教育長に対する事務委任規則第2条第1号及び第3条

令和6年度日進市教育委員会基本方針

1 基本方針及び目標の位置づけ

(1) 基本方針及び目標

日進市教育委員会は、令和3年度にスタートした「第2次日進市教育振興基本計画」(以下「基本計画」という。)にて掲げる基本理念と目指す人物像の実現に向け、教育に関する施策を総合的・計画的に推進します。

基本計画は、本市の実情に合わせ、昨今の社会情勢の変化により生じた課題や、求められる力などを踏まえて策定しています。

基本計画の推進にあたっては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定に基づき実施する「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価」を活用し、毎年度、学識経験者の知見も加えながら点検評価を実施し、PDCAサイクルのもと計画の進行管理を図ります。

そのため、日進市教育委員会「基本方針」は、基本計画を踏まえた各所属の指針となる事項として位置付け、基本計画で設定した重点施策や基本施策の各施策に関する当該年度の主な実施予定を「目標」として位置付けることで網羅的に施策を推進することとします。

(2) 基本計画体系

基本	Z
7 : 37	人りませる自ろ
7 7 7 7 7	またり人を言と
7777	子りているりるまと

理念目指す人物像

重点施策

基本施策

人がまちを

夢と志を持ち、 未来を自ら 切り拓くことがで きる人物

生涯学び、

社会の変化にも

柔軟に 対応できる人物

ふるさとに 愛着を感じ、 ふるさとの 発展を支える人物

地域で互いに助け 合い、社会の担い 手となる人物

施策名	重点項目
	主体的・対話的で深い学びの推進とき め細やかな指導の充実
1 自ら学び、課題 解決する力の育成と	特別支援教育の充実
小中学校の教育環境 整備	情報活用能力の育成とICT活用教育 の推進
	学校と関係機関との連携の充実
2 人生100年時代 を見据えた地域の財 産を生かした学習の 推進	学びを支援する体制の充実
3 文化・スポーツ を生かしたまちづく	文化芸術を生かした地域づくり
り	スポーツを生かした地域づくり
4 学校を核とした地域づくり	地域学校協働活動の推進

分野	施策名	取組の柱
学校教育	個に寄り添う教育活	個に応じた教育体制の充実
教育	動の充実	地域とともにある教育活動の推進
学校環境	学校教育環境の整備	教育基盤の整備
環境	推進	新しい時代の学びを支える教育環境の整備
		生涯学習システムの充実
4		地域資源を活用した子どもの学習活動の支援
生涯学習	生涯を通じてだれも が自由に学べる環境 整備	家庭教育・子育て支援、子どもの貧困対策の 充実
		文化施設の充実と整備
		図書館サービスの充実
		文化・芸術の普及・振興
文化芸	歴史・文化に親しめ る環境整備	伝統芸能の継承
財術・	♥ 保児主用	郷土の歴史の継承と文化財の保護活用
		生涯スポーツの普及・振興
スポ生	ライフステージに応 じたスポーツ活動の	スポーツ団体等の活動支援
ÿ	推進	スポーツ関係施設の充実と有効活用

〔学習政策課〕

◆基本方針

教育行政を推進するため、家庭・地域・学校と連携を図るとともに、教育委員会が担う業務を着実に遂行する。また、教育委員会に関する 情報の発信を積極的に行うことにより、市民に開かれた教育委員会の実現を目指す。併せて、教育委員会事務局における事業の総合的な調整 を行い、総合計画及び教育振興基本計画に基づく学校教育、社会教育等教育行政全般の活動の充実及び効率化を進めていく。また、児童生徒 がより良い環境で授業に臨み、安全で安心な学校生活を送ることができるように、小中学校の教育環境の整備を進める。

◆重点施策の主な事業と実施予定

丢上佐竺 1	白 ご 出せい	課題解決する力の育成と小中学校の教育環境整備
申 中 伽 末	日ん字()	課題解決する刀の食がと小甲学校の教育境境祭偏

		事業名	事業内容	令和6年度主な実施予定
			1人1台タブレット端末の整備を始め、ネットワー	児童生徒・教職員に配備したタブレットやネット
		フじょのヴがら数早ま	ク環境の整備、遠隔・オンライン教育に適合したICT環	ワーク環境が学校教育の場での更なる活用に資するよ
		子どもの学びや教員を	境の実現や研修の実施等により、教員の指導力向上を	う、配備したICT機器等を安心して使用できる状態を維
		支えるICT環境の充実	図り、児童生徒が全ての教科でICTを活用した学習を行	持するとともに、機器の更新や保守管理を適切に行い
			うことで情報活用能力を育成します。	ます。
le l	重点加	施策4 学校を核とした地	p域づくり	
		事業名	事業内容	令和6年度主な実施予定
		地域学校協働本部の運 営	学校が地域と連携、協働する組織を設置し運営する ことで、地域全体で学校を支援し子どもたちの成長を	地域全体で学校を支援し、子どもたちの成長を支える環境整備を進めるため、中学校1校を対象としてコミュニティ・スクールの導入に向けたモデル事業を実
			支える活動を推進します。	施します

施します。

◆基本施策の主な事業と実施予定

基本施策1 学校教育 個に寄り添う教育活動の充実

事業名	事業内容	令和6年度主な実施予定
地域学校連携事業	部活動をはじめとする学校の諸活動を支援するため、学校教育支援学生サポーター等の配置や部活動に 係る費用の補助を行います。	国のガイドラインで示された学校部活動の地域移行について、関係者や児童生徒の意見を基に、小中学校部活動地域移行検討委員会にて、中学校部活動のあり方を検討します。
地域活動学校開放事業	や地域住民の地域活動のために学校施設を開放します。	学校体育施設スポーツ開放事業との施設管理体制の 連携による効率的な運営に努めます。また、利用団体 に対し、団体登録や利用許可の際にボランティア登録 等を周知し、地域学校協働活動への参加を促します。

基本施策 2 学校環境 学校教育環境の整備推進

事業名	事業內容	令和6年度主な実施予定
学校規模及び配置の適 正化	児童生徒数や社会状況の変化を見据え、適宜、市内 小中学校の規模及び配置の適正化について検討を行い ます。	市内小中学校の規模及び配置の適正化については、 引き続き、人口推計に基づき必要に応じて適正規模等 検討委員会を開催して検討します。
学校施設の整備・管理	学校施設や校用備品の経年劣化等に対応し、快適な 学習環境を維持するために、計画的に改修、修繕、及 び買い替えを行います。また「新しい生活様式」を踏 まえた学校施設の整備を行います。	地震や災害による外壁剥落防止のための工事、老朽 化したトイレの改修工事及び長寿命化に向けて防水改 修工事を行います。また赤池小学校の校舎増築のため の設計を行います。
ICT環境整備事業	ICT機器を活用し、情報収集や整理、比較等、自ら考えて課題解決する学びの授業を行うことができるよう、タブレット端末やネットワークの整備を行います。	児童生徒・教職員に配備したタブレットやネットワーク環境が学校教育の場での更なる活用に資するよう、配備したICT機器等を安心して使用できる状態を維持するとともに、機器の更新や保守管理を適切に行います。

基本施策3 生涯学習 生涯を通じてだれもが自由に学べる環境整備

事業名	事業内容	令和6年度主な実施予定
	教育の機会均等のため、学ぶ意志のある高校生等に	支援の必要性が高い低所得世帯の生徒に対し重点的
高等学校等修学補助事	対し、経済的理由により高等学校等の修学が困難な状	に助成するため、国県の助成制度の拡充や社会動向を
業	況にある生徒を対象に、修学に必要な資金を助成しま	踏まえ、給付額等を適宜見直しつつ支援を継続しま
	す。	す。

〔学び支援課〕

◆基本方針

生涯にわたり必要な学習を通じて新たな知識や技能、技術を身に付け、自らの人生を選択し、切り拓いていく原動力を育成できる環境を整 えるため、生涯学習4Wプランに基づき、個人・家庭・学校・社会における学習、キャリア教育、文化・スポーツ・レクリエーションなどあ らゆる場面において、子どもから大人まで生涯にわたり人生を豊かにするための学習活動を推進する。また、家庭や地域と連携・協働して学 びの充実を図るため、地域全体で子どもを育てるだけでなく、地域全体の教育力を高められるよう体制を整える。

◆重点施策の主な事業と実施予定

重点施策 2	人生100年時代を見据えた地域の財産を生かした学習の	推准

事業名	事業内容	令和6年度主な実施予定
少年少女発明クラブ支 援	児童・生徒の科学技術及び創作活動に対する興味・ 関心を追求する場を提供するため、少年少女発明クラ プの活動を支援します。	小学校4年生~6年生を対象としたものづくり理科 教室の開催を支援するとともに、日進市少年少女創意 くふう展を開催します。
子どものまちの開催	未来をつくる子ども条例の趣旨に則り、子どもたち が企画段階から主体的に取り組み運営する事業を実施 します。	子どもたちが企画段階から主体的に取り組み運営する事業に加え、キャリア教育推進につながる青少年育成事業に取り組みます。
大学等との連携による 講座の開催	連携協力協定を提携している大学等と連携し、人 材・資源を活かした専門性の高い講座を開催します。	連携協力協定を提携している大学に加え、官民連携協定を締結している企業の協力を得て、専門性の高い講座を開催します。
企画講座の開催	地域人材の発掘と「学ぶ」だけでなく「教える」生きがいを感じることができる場を提供し、市民相互の学びの循環と市民同士の交流の促進により地域の活性化を図ります。	市民の皆さんの「学びたい」「教えたい」を形にする「にっしん市民企画講座」を引き続き開催し、オンラインによる講座の提案も募集します。
ESD講座との連携	市内で開催する様々な講座情報を提供する情報誌を 合同で作成するなど、他部署との連携及び市民団体と の協働により、多様な分野の学習の場の提供と機会の 充実を図ります。	ESDの推進と学びの機会を効率的に充実させるため、他部署と連携し、ESD講座をはじめ様々な講座の情報発信の相互協力を実施します。また、学び支援課が発行する情報誌に他部署の情報を掲載します。

点)	点施策3 文化・スポーツを生かしたまちづくり			
	事業名	事業内容	令和6年度主な実施予定	
	文化芸術のアウトリーチ	市民会館を拠点として文化祭・美術展・民俗芸能発表会・音楽祭等を開催するとともに、地域で気軽に文化芸術に触れ合う機会をつくります。	市内の公共施設で気軽に美術に親しめるよう、まちなかぎゃらりーを開催します。また、子どもの頃から音楽に親しめるよう学校音楽アウトリーチを実施します。	
	文化芸術推進の仕組みづくり	文化芸術が関わる領域は広く、多様な分野に及ぶため、目的を共有して連携できる仕組みをつくります。	文化協会をはじめとする団体活動を引き続き支援するとともに、市・指定管理者・団体が連携を図っていきます。	
	地域のアスリートによ るスポーツ推進	地域のアスリートを応援するとともに、地域のアス リートによるイベント等を開催します。	地域のアスリートによるスポーツイベントを開催して、地域アスリートを応援するとともに、スポーツ推 進を行います。	
	スポーツ推進の仕組みづくり	多様化するスポーツニーズに対応するため、スポーツ団体等が目的を共有して連携できる仕組みをつくります。	スポーツ団体等が目的を共有して連携できる仕組み を構築し、地域のスポーツニーズに対応できるように します。	
点)	点施策 4 学校を核とした地域づくり			

事業名	事業内容	令和6年度主な実施予定
地域学校協働本部の運	学校が地域と連携、協働する組織を設置し運営する	4 中学校に地域学校協働本部を設置、地域学校協働
地域学校協働本部の連	ことで、地域全体で学校を支援し子どもたちの成長を	活動推進員を配置し、地域と連携しながら学校の実情
	支える活動を推進します。	に応じて学習活動や環境整備を支援します。

施策1 学校教育 個に	寄り添う教育活動の充実	
事業名	事業内容	令和6年度主な実施予定
家庭教育推進事業	家庭、地域、学校が協力して地域全体で子どもや若 者の育ちを支える取り組みを支援し、各家庭の教育力 の向上と地域全体で家庭教育を推進する環境づくりを 行います。	9 小学校区に組織されている家庭教育推進委員 活動を支援し、各地域の特性を生かしたイベント 催などを通して地域の教育力向上をめざします。
社会教育推進事業	市民があらゆる機会にあらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に活かすことのできる社会を実現するため、学習の機会及び情報の提供により社会教育の振興に努めます。	社会教育の振興を目的とする各種団体の活動を します。また、年3回生涯学習情報誌を各戸配布 幅広く市民に生涯学習情報の提供を行います。
生涯スポーツ普及事業	本市のスポーツ振興の一翼を担っている市内スポーツ団体との連携体制を強化し、団体の支援・育成や指導者の育成を通じて市のスポーツ振興を推進します。	スポーツ協会・レクリエーション協会・にっし ポーツクラブの活動支援を行い、市のスポーツ振 推進します。
	を通じてだれもが自由に学べる環境整備	
事業名	事業内容	令和6年度主な実施予定
社会教育推進事業	市民があらゆる機会にあらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に活かすことのできる社会を実現するため、学習の機会及び情報の提供により社会教育の振興に努めます。	社会教育の振興を目的とする各種団体の活動を します。また、年3回生涯学習情報誌を各戸配布 幅広く市民に生涯学習情報の提供を行います。
生涯学習講座開催事業	大学、地域、団体等と連携するとともに、専門的知識を有する人材の協力を得て、誰もがいつでもどこでもなんでも学習することができるよう、自発的な学習を支援する講座を開催します。	にっしん市民企画講座、日進市民教室、シルバクール、連携協力協定を提携している大学の協力 る講座などを開催し、市民のニーズに応じた幅広 野の学習や活動の機会を提供します。
子ども学習活動支援事業	大学、地域、団体等との連携や企業、教員OBといった専門的知識を有する人材の協力を得て、次世代を担う子どもの知的好奇心を探求する学習活動を支援します。	連携協力協定を提携している大学の協力により 学キャンパスを活用した子ども大学にっしんを実 ます。また、企業、教員 OB、高校などの協力に り、少年少女発明クラブによるものづくり理科教 実施します。
文化施設管理運営及び 維持管理事業	市民会館、生涯学習プラザ、ふれあい工房等の生涯 学習の拠点となる文化施設について、利用状況とニー ズを踏まえ、老朽化対策を含め適切な施設の維持管理 と環境の整備を進めます。	指定管理者制度により適切な施設の維持管理と整備を行い、市民が生涯学習や文化芸術に親しめう講座や事業の企画運営を行います。また、市民大ホールの天井改修工事・空調改修工事、トイレ工事の設計を行います。
施策4 文化芸術・文化	財 歴史・文化に親しめる環境整備	
事業名	事業内容	令和6年度主な実施予定
文化推進事業	多種多様な文化芸術体験を発信する場及び文化芸術に触れる場を提供し、文化活動団体の支援を行うことで、市の有する文化芸術の維持、継承、発展を目指します。	文化祭・美術展・民俗芸能発表会・音結祭・ヤフェスタなどを開催し、文化協会、民俗芸能連合その他文化芸術活動団体の活動を支援します。
文化財保護事業	市民が地域固有の歴史や郷土に対する誇りや愛着を 持てるよう、市内各地域の文化財及び歴史的建造物で ある旧市川家住宅を周知及び活用し歴史に触れる機会 を提供します。	旧市川家住宅は、指定管理者制度により適切な の維持管理と修繕を行うとともに、様々な事業を 周知活用することで郷土への愛着を育みます。ま 市内各地域の文化財の適切な保存を図ります。
岩崎城歴史記念館維持管理事業	歴史に触れる機会を提供する施設として、常設展に加え企画展や歴史講座の開催など市民ニーズを踏まえた運営を行い、老朽化対策を含め適切な施設の維持管理と快適な環境の整備を進めます。	指定管理者制度により適切な施設の維持管理と整備を行い、市民が歴史や文化財に親しめるよう 展や歴史講座などを開催します。また、岩崎城の や城内の遺構について市内外に周知を図る事業を します。

〔学び支援課〕

事業名	事業内容	令和6年度主な実施予定
スポーツ大会開催事業	スポーツ大会や講座等を実施し、子どもから高齢者 まで誰もが気軽にスポーツに親しめるような環境づく りを進めます。	イベントや体験会などを開催して、誰もが気軽 ポーツに親しめる環境を提供します。
生涯学習スポーツ普及 事業	子どもたちが多種多様なスポーツに興味が持てるようトップレベルの選手から直接指導を受けることのできる機会の創出や多様化するスポーツニーズに対応できる環境づくりを進めます。	大学や企業と連携して小学生向けのスポーツアリーチ事業やスポーツ体験会を実施します。 その他、トップアスリートによるスポーツ教室行うなど、様々なアプローチによるスポーツ推進めていきます。
生涯スポーツ普及事業	本市のスポーツ振興の一翼を担っている市内スポーツ団体との連携体制を強化し、団体の支援・育成や指導者の育成を通じて市のスポーツ振興を推進します。	スポーツ協会・レクリエーション協会・にっし ポーツクラブの活動支援を行い、市のスポーツ振 推進します。
スポーツ施設管理運営 事業	指定管理者制度により、効率的な施設管理・運営を行い市民サービスの向上に努めます。また、総合運動公園など各スポーツ施設の従来の特徴を活かしつつ、より幅広い世代に親しまれるような魅力的な施設となるよう整備を図ります。	指定管理者制度により、適切な施設の維持管理います。 市内スポーツ団体・指定管理者等で組織されたポーツ推進協議会により、市民がスポーツに親し座や事業の企画運営を行います。
スポーツ施設維持管理 事業	老朽化がみられる施設について、順次適切に改修工 事や備品購入を行います。	スポーツセンターエントランス天井改修工事、運動公園キュービクル更新工事の設計、バックネ購入を行うなど、順次適切に改修工事や備品購入います。
学校体育施設スポーツ 開放事業	学校施設を活用して、地域に根差したスポーツ振興 を図ります。	学校を核としたスポーツ振興の一環となるよう。 録団体に、適切な施設利用と市のスポーツ振興へ 力を促します。

〔図書館〕

◆基本方針

「誰もが知る自由が保障され、いつでも利用できる図書館」「いつでも生活する上で必要な情報が得られる図書館」として、幼児から高齢者まで、誰もが本を読んで楽しみ、生活の知恵を得て、身体の健康と共に心の豊かさを育み、親しみやすい「生活の中に開かれた図書館」を 日指す

特に、子どもたち自身が読書習慣を身につけ、広い知識と豊かな情操を得て健全に育つよう「第2次日進市子ども読書活動推進計画」を遂 行する。

◆重点施策の主な事業と実施予定

重点施策1 自ら学び、課題解決する力の育成と小中学校の教育環境整備

事業名	事業内容	令和6年度主な実施予定
学校と図書館との連携	る図書館システムの構築を目指します。また、各学校	市立図書館と学校図書室を繋ぐネットワークシステムを利用して図書館の書誌データを共有し、各学校への配本、レファレンスの充実を図り学習支援、読書支援を継続実施します。また、図書館にある行政資料や郷土資料を電子化しデジタルアーカイブとして提供します。

◆基本施策の主な事業と実施予定

基本施策3 生涯学習 生涯を通じてだれもが自由に学べる環境整備

事業名	事業内容	令和6年度主な実施予定
レファレンス・サービ ス事業	利用者が学習・研究・調査を目的として必要な情報・資料などを求めた際に、図書館員が情報そのものあるいはそのために必要とされる資料を検索・提供・回答することによってこれを助けます。	バランスある蔵書構成に努めるとともに児童図書の 整備、充実を図ります。図書館員のレファレンス知識 の習得と技術の向上及び職員間の情報共有に努めま す。
配本事業	福祉会館・保育園、または民間を含む各施設への配本・回収を行います。	福祉会館・保育園等への配本・回収を精査し継続実施します。新たな配本拠点の拡大を実施してまいります。 図書館への来館が困難な市内に在住する身体障害者 手帳(視覚障害1~6級等)の交付受けている方への 郵送又は宅配による貸出サービスの充足に努めます。
図書ネットワーク事業	市の各部署が実施する事業で図書館の積極的な利用を促すとともに、広域ネットワークの推進のため、近隣図書館、小中学校、高校、大学、企業等との連携を行います。 また、図書館ボランティアの参加促進を行い、継続性のあるボランティア活動の推進を行います。	子どもの読書活動を推進するため、電子会議システムを利用し、学校図書館職員との意見交換を継続実施し連携を図ってまいります。 図書館との連携を図るため、ボランティア交流会を開催し、継続して図書館まつりの運営をボランティア主体で共に行うように努めます。

〔学校教育課〕

◆基本方針

目まぐるしく変化する社会において、一人ひとりが自ら学び、課題を解決する力を養うため、時代に合わせた適切な義務教育を提供し、子 どもたちそれぞれの個性や生活環境の違いなど、一人ひとりに合った教育機会の確保に努め、自己の可能性を伸ばす力を育む。

また、教育相談体制を整え、児童生徒への理解に基づき、個々が抱える不安や悩み、問題などに適切に対応したり、保護者の思いに寄り添 い適切に支援する。

重点施策の主な事業と実施予定			
点施策1 自ら学び、課題解決する力の育成と小中学校の教育環境整備 			
事業名	事業内容	令和6年度主な実施予定	
教育指導体制の充実	補助教員等の配置により、個に応じたきめ細やかな 指導を行い、児童生徒の確かな学力や健やかな心身の 育成を図ります。	従来の指導主事2名体制に加え市としての教育課題に取り組むため、市費指導主事を1名迎え入れます。また学習指導講師をはじめとする会計年度任用職員を小中学校に配置することで指導体制を充実させるとともに、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた研修の実施を通じて教員の指導力向上を図ります。	
相談体制の充実	専門性の高いスクールソーシャルワーカー等の配置により、各機関と学校の連携を進め、相談体制の充実を図ります。	学校の課題に対応した継続的・組織的な支援のため、スクールソーシャルワーカーを各中学校区(小中学校)に1名、学校教育課に1名配置し、こども家庭室との連携を進めます。また、重層的支援整備体制の一環としてスクールソーシャルワーカースーパーバイザーを任期付職員として配置し、福祉部局、こども家庭センターを含め市内全体での相談体制を強化します。	
特別支援教育の推進	特別な支援を必要とする児童生徒が、一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な支援と学習の機会を得ることができるよう、学校支援体制を整え教育環境を整備します。切れ目のない支援を目指し、幼稚園・保育所等と小中学校との連携を深め、関係機関との連携を強化します。	学校教育課指導室の特別支援教育指導員を中心に、 特別支援学級講師及び学級支援介助員の継続的な配置 により特別支援学級の指導体制を充実させるととも に、校外学習の実施を支える人材を確保します。幼・ 保・小連絡会を開催し、継続的な連携体制を維持しま す。	
子どもの学びや教員を 支えるICT環境の充実	1人1台タブレット端末の整備を始め、ネットワーク環境の整備、遠隔・オンライン教育に適合したICT環境の実現や研修の実施等によって教員の指導力向上を図り、全ての教科においてICTを活用した学習を行うことで、児童生徒の情報活用能力を育成します。	る英語書籍の導入、学級力向上教材やWEBQ-U、クレ	
学校と学校給食セン ターとの連携	教員の業務負担の軽減に向けて文部科学省が推進している、公会計制度(学校給食費を地方公共団体の会計に組み入れる)の検討を進めると同時に、各学校と給食数管理の共有を図ります。	小中学校給食費口座振替システムを利用した学校給 食費の徴収業務を引き続き実施します。	
学校と図書館との連携	市内全ての小中学校図書館及び市立図書館をひとつに繋ぐネットワークを整備するため、双方が連携できる図書館システムの構築を目指します。また、各学校間及び市立図書館との間の配本・レファレンス・相互貸借等のサービスをこのネットワーク全体で利用できるよう整備します。	市立図書館と小中学校図書館のシステム連携により 実現した児童生徒用タブレットからの図書館の蔵書検 索やデジタル図書の貸出を進め、ICT環境を活用した記 書や学習活動を推進します。	
点施策4 学校を核とした地	也域づくり		
事業名	事業内容	令和6年度主な実施予定	
地域学校連携事業協働 本部の運営	学校が地域と連携、協働する組織を設置し運営する ことで、地域全体で学校を支援し子どもたちの成長を 支える活動を推進します。	地域学校協働本部の活動を支援します。	

<u></u>		
	1000000	
	令和6年度主な実施予定 学校教育課に市費指導主事を1名増員し、学習指導請	
だ単生体の子首を又抜し、個に応じたさめ細やがな 指導を行うために、補助教員を配置します。	師をはじめとする会計年度任用職員を小中学校に配置します。	
児童生徒、保護者、教員を支援するため、スクール ソーシャルワーカーや心の教室相談員等の配置、外部 機関による相談体制を構築します。	スクールソーシャルワーカーを各中学校区(小中学校)に1名、学校教育課に1名配置し、こども家庭室との連携を進めます。また、スクールソーシャルワーカースーパーパイザーを任期付職員として配置し、相談体制を強化します。 引き続き、心の教室相談員を分校を含む5中学校に配置し、外部の相談機関やカウンセラー等と連携した相談体制を継続します。	
不登校の児童生徒が抱える様々な悩みや問題に対 し、それぞれにあった解決方法を探すため、保護者を 含めた支援を継続します。	教員経験のある任期付職員を含む4名を指導員として配置し、児童生徒に寄り添った支援を継続します。また、1人1台タブレットを活用し、個々の状況に応じた対応を強化します。	
虐待防止のため、児童相談所等の各相談機関や学校 及びスクールソーシャルワーカー等と情報共有し、連 携強化を図ります。	学校教育課にスクールソーシャルワーカーを配置することで、こども家庭室との情報共有や連携の体制を維持します。また、重層的支援整備体制の一環として、スクールソーシャルワーカースーパーバイザーを配置することにより、福祉部局、こども家庭センターとの連携強化を図ります。	
幼児が継続的に教育的支援を受けることができるよう幼稚園、保育園から小学校へ就学する際に、指導記録に基づき、学校と連携を図るための幼・保・小連絡会を開催します。	幼・保・小連絡会を開催し、継続的な連携を体制を 維持します。	
部活動をはじめとする学校の諸活動を支援するため、学校教育支援学生サポーター等の配置や部活動に 係る費用の補助を行います。	学生サポーターの配置及び選手派遣事業への補助を 継続します。	
・ 文育環境の整備推進		
事業内容	令和6年度主な実施予定	
児童生徒が適切な義務教育を受けることができるように、必要な教科書を始めとした教材の整備、衛生管 理等を行います。	デジタル教材の活用やWEBQ-Uの活用など、時代に合わせた適切な義務教育を提供します。	
児童生徒の登下校の安全を確保するため、交通指導 員を配置します。また、通学路交通安全プログラム等 を通じてや通学路環境の整備を行います。	交通指導員を継続して配置します。通学路交通安全 プログラムに基づき、日進西中学校区(西小学校区・ 赤池小学校区)及び日進北中学校区(香久山小学校 区・竹の山小学校区)の通学路整備を行います。 登下校時の更なる安全確保のため、各小学校に通学 指導ボランティア支援補助金を支給します。	
本施策 3 生涯学習 生涯を通じてだれもが自由に学べる環境整備 事業名 事業内容 令和 6 年度主な実施		
事業内容 経済的な理由により、給食費・学用品費等の学習に 必要な費用の支払いが困難な児童生徒の保護者に対 し、経済的負担を軽減するため、必要な援助を行いま	令和6年度主な実施予定 経済的に困窮している世帯を支援するため、就学援助事業を継続します。 また、要・準要保護世帯における不登校児童生徒の 学習機会を確保するため、就学援助費の費目に「学習	
	児童生徒、保護者、教員を支援するため、スクールソーシャルワーカーや心の教室相談員等の配置、外部機関による相談体制を構築します。 不登校の児童生徒が抱える様々な悩みや問題に対し、それぞれにあった解決方法を探すため、保護者を含めた支援を継続します。 虚待防止のため、児童相談所等の各相談機関や学校及びスクールソーシャルワーカー等と情報共有し、連携強化を図ります。 幼児が継続的に教育的支援を受けることができるよう幼稚園、保育園から小学校へ就学する際に、指導記録に基づき、学校と連携を図るための幼・保・小連絡会を開催します。 部活動をはじめとする学校の諸活動を支援するため、学校教育支援学生サポーター等の配置や部活動に係る費用の補助を行います。 (育環境の整備推進事業内容 児童生徒が適切な義務教育を受けることができるように、必要な教科書を始めとした教材の整備、衛生管理等を行います。 児童生徒の登下校の安全を確保するため、交通指導員を配置します。また、通学路交通安全プログラム等を通じてだれもが自由に学べる環境整備 事業内容 経済的な理由により、給食費・学用品費等の学習に必要な費用の支払いが困難な児童生徒の保護者に対	

〔学校給食課〕

◆基本方針

共同調理場方式による学校給食事業を継続し、安全でおいしい給食を提供することで児童生徒の心身の健全な発達と学校における食育の推進 を図る。

◆重点施策の主な事業と実施予定

重点施策1	自ら学び、	課題解決する力の育成と小中学校の教育環境整備

事業名	事業内容	令和6年度主な実施予定
との連携	教員の業務負担の軽減に向けて文部科学省が推進している、公会計制度(学校給食費を地方公共団体の会計に組み入れる)の検討を進めると同時に、各学校と給食数管理の共有を図ります。	学校給食費の徴収業務は、小中学校給食費口座振替シ

◆基本施策の主な事業と実施予定

基本施策1 学校教育 個に寄り添う教育活動の充実

事業名	事業内容	令和6年度主な実施予定
		献立表や給食だよりを通して給食の魅力を啓発すると
	共同調理場方式により、児童生徒に安全でおいしい給	ともに学校給食コンクールによる希望献立、市制記念日 献立等により献立内容の充実を図り、地場農産物や旬の
学校給食調理事業		
		野菜の採用に努め、衛生面や栄養バランスに配慮した安
		全でおいしい給食提供に努めます。

基本施策 2 学校環境 学校教育環境の整備推進

-	0,11- 3 1,11,10 3 1,13	(13 11 20 - 11 11 21 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11	
	事業名	事業内容	令和6年度主な実施予定
	維持管理事業)	学校給食センターの施設、設備の適切な維持管理、修 繕を行います。また、児童生徒数の変化や施設、設備の 経年劣化等に対し、厨房の調理機器の計画的な修繕、更 新等を行います。	定期的な点検や改修による予防保全に努めるとともに、調理設備等を計画的、機能的な改善も図り維持管

議案第16号

日進市立小中学校部活動地域移行に係る小学校部活動の方針について

日進市立小中学校部活動地域移行に係る小学校部活動の方針について、別紙のとおり提出します。

令和6年3月6日提出

日進市教育委員会教育長 岩田 憲二

1 提案理由

この案を提出するのは、日進市立小中学校部活動地域移行検討委員会の中間報告で示された小学校部活動の方針について、議決をいただく必要があるからであります。

2 該当規則

日進市教育長に対する事務委任規則第2条第1号及び第3条

令和6年2月26日

日進市教育委員会 教育長 岩田 憲二 様

> 日進市立小中学校部活動地域移行検討委員会 委員長 加 藤 智

令和5年度日進市立小中学校部活動地域移行検討委員会における 検討結果について(報告)

このことについて、下記のとおり報告します。

記

- 1 検討結果
- (1) 小学校部活動
 - ア 令和7年度末をもって廃止する。
 - イ 球技大会等の全市的な行事の開催は令和6年度までとする。
 - ウ 令和7年度は、移行期間として位置付け、部活動の実施は各小学校の裁量とする。
- (2) 中学校部活動

方針の決定に向け令和6年度に検討する。

2 検討内容の詳細

別添中間報告書のとおり

日進市立小中学校部活動地域移行検討委員会 令和5年度中間報告

令和6年2月

日進市立小中学校部活動地域移行検討委員会

目次

1	中間報告の内容	2
	(1) 小学校部活動	
	(2) 中学校部活動	2
2	検討経緯	3
	(1) 第1回検討委員会	3
	(2) 第2回検討委員会	4
	(3) 第3回検討委員会	6
日音	進市立小中学校部活動地域移行檢討委員会 委員名簿	8

本検討委員会では、教育委員会からの日進市立小中学校部活動地域移行についての諮問を受け、市内小中学校の部活動実施の現状を踏まえて、今後の学校部活動の在り方について検討を行い、主に小学校部活動についての方針がまとまったので次のとおり中間報告する。

1 中間報告の内容

- (1) 小学校部活動
 - ア 今後の方針について 小学校部活動については廃止する。
 - イ 廃止時期について 令和7年度末(令和8年3月末)

ウ条件

- (ア) 大会運営等の教職員の業務負担軽減のため、球技大会等の全市的な行事の 開催は令和6年度までとする。
- (イ) 令和7年度は、移行期間として位置付け、部活動の実施は各小学校の裁量 とする。
- (ウ) 児童の体験活動機会の確保のため、市内のスポーツ・文化芸術団体等の活動を積極的に周知するとともに、放課後子ども教室等の放課後活動の充実に向けた準備を進める。

(2) 中学校部活動

ア 今後の方針について

令和6年度中に方向性を検討し、令和6年度末までに提言をまとめ報告する。

2 検討経緯

これまで、3回の検討委員会を開催し、主に小学校部活動の在り方を中心に議論した。詳細な検討内容は次のとおり。

(1) 第1回検討委員会

令和5年9月20日(水曜日) 午後3時~午後4時30分

ア 事務局からの説明及び報告内容

(ア) 部活動地域移行に関する国の方針や動向

全国的に少子高齢化が進み、学校部活動の維持が困難となっていることや 教職員の負担軽減が急務となっている背景を踏まえ、令和5年度から令和7 年度を改革推進期間として、子どもたちが将来にわたってスポーツ・文化芸 術活動に継続して親しむことができる機会を確保するため、地域の実情に合 わせつつ、早期に学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた 環境整備を目指すとしている。

(イ) 市内小中学校の部活動の実施状況等

人口増加傾向にある本市内では、小中学校ともに比較的盛んに部活動が実施されており、少子高齢化により学校部活動の維持が困難になりつつある全国的な流れとはやや傾向が異なる状況である。

市内小中学校教職員に対して実施した「部活動に関するアンケート」では、 約85%の教職員は経験のない種目の担当や長時間指導など、部活動指導に 負担を感じており、地域移行後の指導を希望する教職員は少ない。

イ 委員の意見・指摘等

- (ア) 今後、国の方針を踏まえて学校部活動の地域移行を行っていく上では、外部指導者や部活動指導員の増員、現在市内で様々な活動を行うスポーツ・文化芸術活動団体の協力が不可欠である。
- (イ) 小学校部活動は学習指導要領に記載がない活動であり、各小学校での部活動顧問の決定や指導の継続が困難な状況にあるので、今後の在り方について検討が必要である。

- (ウ) 仮に小学校部活動が廃止や縮小となった場合には、児童が学校部活動に代わって、様々な体験活動を行える環境整備が必要である。
- ウ 第1回検討委員会の結論
- (ア) 各委員からの意見を踏まえ、まずは小学校部活動の在り方に関する検討が 必要である。
- (イ)小学校部活動に関する情報収集を進め、今後の対応策について第2回検討 委員会で検討する。

(2) 第2回検討委員会

令和5年12月1日(金曜日) 午後3時~午後4時30分

- ア 事務局からの説明及び報告内容
 - (ア) 全国的な小学校部活動の実施状況

全国的にも愛知県内においても実施している小学校の数が少なく、活発に 実施されてきた地域においても廃止や縮小が検討されている。

- (イ)近隣自治体における小学校部活動の実施状況 比較的活発に部活動が実施されてきた近隣自治体においても廃止や縮小が
 - 検討されている。
- (ウ) 本市の小学校部活動の廃止や縮小について

教職員の負担軽減や部活動指導継続が困難となっている小学校への対応と して、本市の小学校部活動の廃止や縮小を検討する必要がある。

(エ) 児童の体験活動機会の確保

仮に小学校部活動を廃止した場合の児童の体験活動機会の確保の方法として、次の2点が考えられる。

- ① 各小学校で実施中の放課後子ども教室の内容の拡充
- ② 市内スポーツ・文化芸術活動団体の活動や講座等の積極的な紹介

イ 委員の意見・指摘

(ア) 小学校における部活動の活動日や時間は、非常に短くなっており、学校行

事との関係や活動人数の都合で、球技大会等の全市的な行事に出場できない 小学校がある。

- (イ) 小学校部活動は学習指導要領にない活動であるため、特定の教職員の間で 顧問の決定や部活動指導を行っている現状があり、経験のない教職員が顧問 を受け持つなど、一部の小学校では部活動の継続が困難となっている。
- (ウ) 教職員の負担軽減や教科研究等の教職員の本来の業務を充実させるために は、小学校部活動の廃止はやむを得ない選択である。
- (エ) 学校部活動の廃止で児童の体験活動機会の喪失や体力低下等が起こること がないよう、児童の体験活動機会を充実させる必要がある。
- (オ) スポーツ活動や講座を開催する団体として児童に向けた様々な講座等を実施しており、学校部活動の地域移行の流れの中で、各種講座を拡充させることで活動機会の確保に協力する。
- (カ) 市内のスポーツ団体を取りまとめる立場として、部活動の地域移行に伴う 地域クラブ活動を行うのであれば、各団体に呼び掛けて指導者の派遣等に協 力する。また、部活動廃止後の活動場所として各団体の紹介をしてもらえれ ば、活動の活性化につながることを期待する。
- (キ) 学校部活動に参加したい児童への影響や部活動に代わる放課後の居場所探 しが必要となるため、周知期間を十分に設ける必要がある。
- ウ 第2回検討委員会の結論
- (ア) 教職員の負担軽減を図るため、小学校部活動は廃止とする。
- (イ) 児童の体験活動機会を確保するため、市内のスポーツ・文化芸術団体等の 活動紹介や放課後子ども教室の内容の拡充等の対応を行うこととする。
- (ウ)廃止に際しては、児童や保護者に不安を与えないよう十分に周知期間を設 けることとする。
- (エ) 廃止時期についての資料を作成し、第3回検討委員会で検討する。

(3) 第3回検討委員会

令和6年2月20日(火曜日) 午後3時~午後4時30分

- ア 事務局からの説明及び報告内容
 - (ア) 想定される小学校部活動の廃止時期について 小学校部活動の廃止時期については、令和5年度末、令和6年度末、令 和7年度末が想定される。
 - (イ) 廃止時期ごとに想定される課題と廃止時期について

廃止時期が早い場合には、周知や児童の体験活動機会の準備期間が不足し、児童や保護者が混乱する可能性がある。一方で、廃止時期が遅い場合には、現在課題となっている教職員の負担が継続する可能性がある。

以上のことから、令和7年度末が適当ではないか。

(ウ)「小学生向け放課後活動に関するアンケート調査」の結果について 今後の児童の放課後活動を検討するためアンケートを実施した。希望種 目は、プログラミング、ダンス、基礎スポーツ、図工教室等であり、一定 の費用負担にも理解が得られる結果であった。

調査結果は、今後の放課後活動の種目を検討するための材料とする。

(エ) 令和6年度実証事業について

児童の体験活動創出及び中学校の部活動地域移行を見据えた実証事業を 実施する予定。

(オ) 中学校部活動の地域移行の方針について

令和6年度中に「教職員の意識を含めた地域移行の在り方の検討」、「生 徒の活動の場の創出」、「部活動の活動状況に応じた柔軟な体制づくり」及 び「運営主体の選定」等の課題について検討を進める。

イ 委員の意見・指摘

(ア) 児童の体験活動機会の確保のための準備期間と教職員の負担軽減を両立 させるため、小学校部活動の廃止は令和7年度末とした上で、部活動の目 標となっている全市的な球技大会等の行事を令和6年度までとし、令和7 年度は部活動廃止の移行期間と位置付けて、各小学校の裁量で部活動を実施してはどうか。

- (イ) 金管バンドについて、会場等の都合から令和7年度は演奏機会がなくなる可能性が高い。全市的には令和7年度末に小学校部活動を廃止とし、令和7年度は、各小学校の裁量で活動する案に賛成である。
- (ウ) 新4年生への部活動説明会が4月に実施される。部活動への入部を希望 する児童や保護者の気持ちに配慮するため、今年度末までには周知を始め る必要がある。
- (エ) 学校部活動の地域移行では、部活動の代替措置の検討ではなく、児童生徒にとってより良い活動機会を提供するという意識が必要である。児童生徒が体験活動に参加して良かったと思える新たな仕組み作りを進める意識が必要である。
- (オ) 学校部活動の地域移行にあたっては、地域で活動するスポーツ・文化芸術団体が数多くあるため、それらを積極的に紹介し、児童生徒の参加を促すことで、民間団体中心の地域活動が実現すると考える。

ウ 第3回検討委員会の結論

- (ア) 令和7年度末をもって小学校部活動を廃止する。
- (イ)教職員の負担軽減を図るため、球技大会等の全市的な行事の開催は令和 6年度までとし、令和7年度の部活動の実施は各小学校の裁量とする。
- (ウ) 中学校部活動の地域移行の具体的な検討は令和6年度に実施する。

日進市立小中学校部活動地域移行検討委員会 委員名簿

	委嘱区分	所属等	氏 名
1	学識経験を有する者	愛知淑徳大学	加藤智
2	小中学校の校長	日進中学校長	澤田・千歳
3	小中学校の校長	日進西中学校長	武田 光史
4	小中学校の校長	赤池小学校長	加藤 久豊
5	小中学校の校長	梨の木小学校長	清野 雅子
6	小中学校の児童及び 生徒の保護者	日進市 PTA 連絡協議会長 (南小学校 PTA 会長)	木ノ下 貴
7	小中学校の児童及び 生徒の保護者	日進東中学校 PTA 会長	加藤 拓也
8	小中学校の児童及び 生徒の保護者	日進北中学校 PTA 家庭教育委員	前田 恵里
9	小中学校の児童及び 生徒の保護者	西小学校 PTA 家庭教育委員	岡本 裕子
10	文化、スポーツ等に関係 する団体を代表する者	日進市スポーツ協会	中川 学
11	文化、スポーツ等に関係 する団体を代表する者	日進市文化協会	増田 久子
12	文化、スポーツ等に関係 する団体を代表する者	日進市レクリエーション 協会	松崎 貞則
13	文化、スポーツ等に関係 する団体を代表する者	にっしんスポーツクラブ	萩野 百合子
14	その他教育委員会が必要と 認める者	日進市スポーツ推進委員	川北 登志雄
15	その他教育委員会が必要と 認める者	日進東中学校教員 (中学校部活動顧問)	細川 貴弘
16	その他教育委員会が必要と 認める者	日進北中学校教員 (中学校部活動顧問)	菅 祐美子
17	その他教育委員会が必要と 認める者	香久山小学校 (小学校部活動顧問)	若山 諒太

後援等名義使用許可一覧

審査会にて審査した結果、以下のとおり教育委員会の後援名義の使用を許可しましたので報告します。

審査会開催日 ・ 令和6年1月30日 (火) ~ 2月1日 (木) 【電子会議】 審査会開催日 ・ 令和6年2月13日 (火) ~ 16日 (金) 【電子会議】

N o	許可 決定日	事業名	申請者	実施日	参加費	目的	新規申請
1	2024/2/6	2024海外交流(アジア 圏)日韓ジュニアバレー ボールフレンドリーマッ チ	愛知学院大学 海外交流 実行委員会 (バレーボール) 実行委員長 植田 和 次	2024/2/18~ 2/21	無料	バレーボールを通じて、学生 の海外交流を深め、グローバル人材の育成と体力及び技術 の向上を目指す。また、他国 のチームや選手との交流を通 じ、情報交換等を行い、今後 の愛知県バレーボールの発展 に寄与することを意図したも の。	
2	2024/2/22	第28回あじさいコンサー ト	第28回あじさいコンサー ト実行委員会 実行委員長 椎葉 梢	2024/6/29	有料	音楽を通じて障害者の主体的 参加と社会参加をうながすと ともに、精神保健福祉の普 及、啓発活動、地域の人と人 がつながる機会とすることを 目的とする。	
3	2024/2/22	愛知学院大学 春季・秋 季公開講座	愛知学院大学 学長 引田 弘道	春季: 2024/5/11~ 6/1 秋季: 2024/9/28~ 10/19	有料	大学における研究の成果を社会に還元するとともに、大学の持つ機能を広く社会に還元して、生涯学習社会の要請に応えるため。	
4	2024/2/22	つながる子育て交流会	フリースクール ハーベ スト 代表理事 石橋 晃	2024/3/9	無料	不登校等の悩みをもつ保護者 の子育て相談会を開催するも の。	
5	2024/2/22	おみせやさんごっこ は たらくってな〜に?	愛知キッズマネースクー ル かぞく校 代表 本田 篤洋	2024/3/9、 10、17	無料	子どもたちにお金に関する適切な価値観を養う。おみせやさんごっこを通じて働くことの大切さや楽しさを感じてもらう。	
6	2024/2/22	税に関する絵はがきコン クール	公益社団法人昭和法人会 会長 伊藤 敏宏	2024/4/1~ 12/31	無料	小学生への租税教育活動の一環とし、「税の大切さ」や 「税の果たす役割」について 学んでいただき、税の使い道 等を絵はがきに表現すること で、より理解を深めていただ くため。	
7	2024/2/22	Nisshin Wind Orchestra 第6回定期演奏会	Nisshin Wind Orchestra 団長 菊田 隆太朗	2024/5/26	有料	吹奏楽のコンサートを行うことにより団員相互の親睦を深め、演奏技術の向上及び地域の芸術文化の発展に寄与すること。	

後援等名義使用実績報告一覧

教育委員会の後援名義の使用実績について報告します。

(実績報告受付期間 令和6年1月30日から令和6年2月19日まで)

N o	実績 受付日	事業名	実績報告者	実施日	参加者数	新規申請
1	2024/1/30	令和5年度書き初め・児 童画展	日進市文化協会 会長 富澤 尚美	2024/1/13、 1/14	235名	
2	2024/2/1	税に関する絵はがきコ ンクール	公益社団法人昭和法人会 会長 伊藤 敏宏	2023/5/1~ 2024/3/31	2,666名	
3	2024/2/6	第36回琴苑社中展	琴苑社中 代表 萩野 琴苑	2024/1/26~ 2024/1/28	76名	
4	2024/2/6	第5回愛知池周回マラソン	日進市陸上競技協会 会長 佐藤 正明	2024/2/4	62名	
5	2024/2/15	第6回 ロングトライア ル女子30Kマラソンin愛 知池	ロングトライアルマラソン 女子30K実行委員会 実行委員長 竹中 清朗	2024/1/28	エントリー493名 参加者448名	
6	2024/2/16	日進市スポーツ協会創 立70周年記念事業 2023年度スポ協まつ り・インドアすぽーつ 体験会	日進市スポーツ協会 会長 森 健司	2024/2/11	1,571名	
		以下余白				

令和5年度 日進市教育委員会褒賞 表彰対象者

褒章審査会実施日: 令和6年2月21日(水)

No.	氏名及び所属団体	功 績	該当条項
	西小学校 (6年)		内規第3条第1号(ア)
R05-05	クサカ シュン 草下 瞬	豊田ラグビースクールに所属し、神奈川県で開催された第16回大樹生命ヒーローズカップ決勝大会に出場し優勝した。	全国的な大会、コンクール 等で、第1位から第3位まで に入賞したもの又は同等の 成績を収めたもの
	東小学校 (5年)		内規第3条第1号(ア)
R05-06	クスミ タイシ 人住 泰士	豊田ラグビースクールに所属し、神奈川県で開催された第16回大樹生命ヒーローズカップ決勝大会に出場し優勝した。	全国的な大会、コンクール 等で、第1位から第3位まで に入賞したもの又は同等の 成績を収めたもの
	南小学校		内規第3条第1号(ア)
R05-07	(5年) コッ・カ リク 小塚 陸	豊田ラグビースクールに所属し、神奈川県で開催された第16回大樹生命ヒーローズカップ決勝大会に出場し優勝した。	全国的な大会、コンクール 等で、第1位から第3位まで に入賞したもの又は同等の 成績を収めたもの
	南小学校		内規第3条第1号(ア)
R05-08	(6年) マキハラ リュウト 槇原 琉人	豊田ラグビースクールに所属し、神奈川県で開催された第16回大樹生命ヒーローズカップ決勝大会に出場し優勝した。	全国的な大会、コンクール 等で、第1位から第3位まで に入賞したもの又は同等の 成績を収めたもの
	型の木小学校 (6年)		 内規第3条第1号(ア)
R05-09	ナルセーケンタ 成瀬 憲汰	豊田ラグビースクールに所属し、神奈川県で開催された第16回大樹生命ヒーローズカップ決勝大会に出場し優勝した。	全国的な大会、コンクール 等で、第1位から第3位まで に入賞したもの又は同等の 成績を収めたもの
	梨の木小学校 (5年)		内規第3条第1号(ア)
R05-10	tl	豊田ラグビースクールに所属し、神奈川県で開催された第16回大樹生命ヒーローズカップ決勝大会に出場し優勝した。	全国的な大会、コンクール 等で、第1位から第3位まで に入賞したもの又は同等の 成績を収めたもの
	 竹の山小学校 (6年)		内規第3条第1号(ア)
R05-11	ハチャク タイセイ ハチャク 太誠	豊田ラグビースクールに所属し、神奈川県で開催された第16回大樹生命ヒーローズカップ決勝大会に出場し優勝した。	全国的な大会、コンクール 等で、第1位から第3位まで に入賞したもの又は同等の 成績を収めたもの
	西小学校 (6年)	タグラグビーチームの日進レッドブラックスに所属し、愛知県	内規第3条第1号(イ)
R05-12	ヨコイ ナオヤ 横井 哉陽	の豊田市運動公園球技場で開催されたSMBCカップ第20回全国小学生タグラグビー大会東海ブロック大会に出場し、優勝した。	

No.	氏名及び所属団体	功 績	該当条項
R05-13	北小学校 (6年) ^{ヤスタ゛} ゴウ 安田 煌	タグラグビーチームの日進レッドブラックスに所属し、愛知県の豊田市運動公園球技場で開催されたSMBCカップ第20回全国小学生タグラグビー大会東海ブロック大会に出場し、優勝した。	内規第3条第1号(イ) 東海大会、中部大会等の地域的な大会で、第1位となったもの又は同等の成績を収めたもの
R05-14	北小学校 (6年) マツオ ヨウセイ 松尾 陽成	タグラグビーチームの日進レッドブラックスに所属し、愛知県の豊田市運動公園球技場で開催されたSMBCカップ第20回全国小学生タグラグビー大会東海ブロック大会に出場し、優勝した。	内規第3条第1号(イ) 東海大会、中部大会等の地域的な大会で、第1位となったもの又は同等の成績を収めたもの
R05-15	南小学校 (5年) タケシタ ソウタロウ 竹下 颯汰郎	タグラグビーチームの日進レッドブラックスに所属し、愛知県の豊田市運動公園球技場で開催されたSMBCカップ第20回全国小学生タグラグビー大会東海ブロック大会に出場し、優勝した。	内規第3条第1号(イ) 東海大会、中部大会等の地域的な大会で、第1位となったもの又は同等の成績を収めたもの
R05-16	南小学校 (5年) 効ギ ハルト 髙木 遥斗	タグラグビーチームの日進レッドブラックスに所属し、愛知県の豊田市運動公園球技場で開催されたSMBCカップ第20回全国小学生タグラグビー大会東海ブロック大会に出場し、優勝した。	内規第3条第1号(イ) 東海大会、中部大会等の地域的な大会で、第1位となったもの又は同等の成績を収めたもの
R05-17	東小学校 (4年) ヒラノ リキ 平野 力	日進レスリングクラブに所属し、令和5年度は下記の大会において優秀な成績を収めた。 ③令和5年度実績 ・第28回全国少年少女選抜レスリング選手権大会 小学生の部4年生30kg級 準優勝	内規第3条第1号(ア) 全国的な大会、コンクール 等で、第1位から第3位まで に入賞したもの又は同等の 成績を収めたもの
R05-18	東小学校 (4年) アケボ コトハ 明保 こと葉	日進レスリングクラブに所属し、令和5年度は下記の大会において優秀な成績を収めた。 ②令和5年度実績 ・第40回全国少年少女レスリング選手権大会 女子の部4年生33kg級 第3位	内規第3条第1号(ア) 全国的な大会、コンクール 等で、第1位から第3位まで に入賞したもの又は同等の 成績を収めたもの
R05-19	梨の木小学校 (6年) イトウ コウメ 伊藤 幸芽	日進南道院拳友会に所属し、東海大会で優秀な成績を収め、全 国少年少女武道錬成大会で、白・黄色帯の部に出場し、優秀賞を 獲得した。	内規第3条第1号(ア) 全国的な大会、コンクール 等で、第1位から第3位まで に入賞したもの又は同等の 成績を収めたもの

令和6年度 教育委員会 開催予定

《定例会》

	開催	日 (曜日)		時 間	場所	備考
	4月	4月	1日	(月)	午後2時30分~4時30分	第5会議室	
	5月	5月	1日	(水)	午後2時~4時	第3会議室	
	6月	6月	5日	(水)	午後2時~4時	第3会議室	6月市議会 議案上程
 令	7月	7月	17日	(水)	午後2時~4時	第2会議室	
和 6	8月	8月	7日	(水)	午後2時~4時	第1会議室	
年	9月	8月	21日	(水)	午後2時~4時	第5会議室	9月市議会 議案上程
	10月	10月	2日	(水)	午後2時~4時	第3会議室	
	11月	11月	13日	(水)	午後2時~4時	第3会議室	12月市議会 議案上程
	12月	12月	11日	(水)	午後2時~4時	第5会議室	
令	1月	1月	15日	(水)	午後2時~4時	第5会議室	
和 7	2月	2月	12日	(水)	午後2時~4時	第5会議室	3月市議会 議案上程
年	3月	3月	12日	(水)	午後2時~4時	第2会議室	※午前中 中学校卒業式

担当課 学習政策課

2月2	0日(火)	令和5年度第3回日進市立小中学校部活動地域移行検討委員会
は、教員のを踏まえ	の負担軽減や て、令和 7年	では、小学校部活動の廃止の時期について検討しました。小学校部活動について で現行部活動の活動機会の確保や保護者への周知期間、また体験活動の準備期間等 F度末とする方針がまとまりました。 学校部活動の在り方について検討する予定です。
2月2	6日(月)	日進市立小中学校部活動地域移行検討委員会中間報告について
		『活動地域移行検討委員会から「令和5年度中間報告」として、小学校部活動に関 中間報告を受けました。
月	日 ()	
月	日 ()	
月	日 ()	
月	日 ()	

担当課 学び支援課

	2 ,	月	1	8	日	(⊨	1)	į	第 7	7 垣	愛	知:	池馬	訳伝	三 競	竞走	大	:会	: (愛	知》	也是	割回]路)												
	子	• -	女	子	, /																								- 、 i								
	2,	月	2	2	日	(木	()	ļ	第 2	2 垣	社	会	教	育才	ĘĘ.	会	Š																				
						の名) に																					針。	と目	標_		(学	:V)	支援	爰課	논	書	
	3,	月	1	日	(2	金)		す	くす	ナく	園	音	楽	アヴ	ト	、リ	_	チ																			
機: の,	会人呆	がや	少物	なへ	い- の!	子と 興味	も関	た心	ちに を非	こ文	けしっき	、つ	新 かり	しし	さな	する	音 っこ	楽と	とを	の 目	出る的に	会 V こ ラ	ハ <i>0.</i> 実旅)場 Eし	を創まし	削出した	す。 。	るこ 現在	しと通り演	で、 園し	子 て	どい	もた る子	こちこど	が見もと	引りこそ	

担当課 図書館

16日(金)科学絵本も読み聞かせで楽しみましょう~めぐる季節を感じながら~ 2月

科学読物研究会会員を講師に招き、身近にある「科学」に興味をもってもらうよう読み聞かせを通し て魅力を紹介しました。読み聞かせの後は、発見を実際に試したり感じたりして確かめました。 図書館視聴覚ホール 午前10時~

2月 21日(水)第3回図書館協議会

令和5年度事業実績についての中間報告及び令和6年度事業計画(案)読書バリアフリー計画、日 進市立図書館ソーシャルメディア運用方針についてなどの説明を行いました。各委員から貴重なご意 見をいただきました。

図書館視聴覚ホール 午後1時30分~午後2時30分

2月 24日(土) 落語で楽しむ図書館

開館15周年を記念し、落語家 柳亭市若を講師に招き「落語で楽しむ図書館」を開催。落語を通し て図書館を身近に感じてもらい、図書館での開催であることから落語家の母、翻訳家・作家でもある |野坂悦子さんとの親子対談も開催しました。

図	書館視	聴覚ホール	午後2時~
	月	日 ()	
	月	月 ()	
	月	月 ()	

担当課 学校教育課

3月6日(水)中学校卒業式
市内4中学校で卒業式が挙行され、卒業生の門出を祝いました。
月日()
月日()
月日()
月日()

担当課 学校給食課

	2月	2 0	日	(火)	• 3	3月4	1日(月])	「国産	全ホタ	アテ	具柱」	を何	吏っ7	た献立	この提	供				
経済 生産者 豆乳チ	応援	プロ	ジェ	助事業 ェクト 是供し	.] [こ参力	レて全 □し、	国の 2月	小中学 20日	学校約日に対	合食月にタラ	月に国	国産ス アヒー	ホタラ ージ:	テ貝札 ョを、	注が無 3月	養償提 4日	供さ には	れる	「漁 テ入	業り
	月	月	()																	
	月	日	()																	
	月	日	()																	
	月	日	()																	
	月	月	()																	
	月	日	()																	

教育委員会行事予定表

令和6年3月7日(木)から令和6年4月1日(月)まで

日程		行事内容	所管課
3月7日	木	総務文教常任委員会・予算決算委員会分科会	
3月8日	金	愛日地方教育事務協議会 14:00~ 尾張旭市	学習政策課
3月9日	土	2023年度日進市中学生卓球大会 9:00~ スポーツセンター 【スポ協】少年軟式野球体験・見学 9:00~16:00 東山グランド	(学び支援課) (学び支援課)
3月10日	日	クドでご飯を炊こう 10:00~12:00 旧市川家住宅 スポーツ協会 日進空手道教室 9:00~10:00 スポーツセンター	(学び支援課) (学び支援課)
3月11日	月		
3月12日	火	名古屋学芸大学連携講座 かんたん「イスヨガ」で心も体も健やかに! 10:00~11:30 市民会館学校給食センター施設見学会・試食会学校給食センター運営委員会	学び支援課 学校給食課 学校給食課
3月13日	水	まちなかぎゃらりー 第2弾『春』『にっしん好きな場所』(~3/24)日進市立図書館、旧市川家住宅など	学び支援課
3月14日	木	名古屋学芸大学連携講座 使いやすい形の発見! (ウッドクラフト) 13:30~15:00 市民会館	学び支援課
3月15日	金		
3月16日	土		
3月17日	日	にっしんスポーツフェスタスポーツ祭 10:00~15:00 スポーツセンター	学び支援課
3月18日	月		
3月19日	火	小学校卒業式 レク協 インディアカ連盟体験会 13:00~(全2回のうち1回目)スポーツセンター	学校教育課 (学び支援課)
3月20日	水	旧市川家住宅 昔の暮らし展示「教科書を見よう」(~4/7) 旧市川家住宅主屋	(学び支援課)
3月21日	木	3学期 給食終了日	学校給食課

教育委員会行事予定表

令和6年3月7日(木)から令和6年4月1日(月)まで

日程		行事内容	所管課
3月22日	金	小中学校修了式	学校教育課
3月23日	土	こどもだけのまちをつくろう!「みんながかがやくこどものまち」 12:00~17:00 市民会館 【スポ協】少年軟式野球体験・見学 9:00~16:00 東山グランド	学び支援課 (学び支援課)
3月24日	日	こどもだけのまちをつくろう!「みんながかがやくこどものまち」 10:00~15:00 市民会館 にっしんスポーツ大会 剣道 9:00~16:00 スポーツセンター	学び支援課 (学び支援課)
3月25日	月	市議会3月定例会 閉会	
3月26日	火		
3月27日	水		
3月28日	木		
3月29日	金	教職員退職者辞令伝達式 14:00~ 第5会議室 障害者向けスポーツ教室「ヨガ&ダンス」 14:00~15:30 スポーツセンター	学校教育課 (学び支援課)
3月30日	土		
3月31日	日		
4月1日	月	4月定例教育委員会 14:30〜 第5会議室 教職員着任式 10:30〜 図書館視聴覚ホール	学習政策課 学校教育課